

はじめに

町民一人ひとりが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成23年3月に『基山町男女共同参画推進プラン及び基山町DV被害者支援基本計画』を策定し、様々な施策を推進してまいりました。

しかし、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境は、急速に変化しております。このような社会の変化を背景に、国内では、平成27年9月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、男女の働き方・暮らし方の意識改革が示され、国際的には、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、17のゴールの中に「5ジェンダー平等を実現しよう」という目標が示されました。また、本年開催予定の東京オリンピックにおいても、「多様性と調和」が核となるビジョンの一つです。

本町においても、こうした社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画社会の実現を進めていくために、これまでの推進プランに掲げられた基本理念を継承しつつ、さらなる男女共同参画の推進を図るために、推進プランの更新に合わせて、配偶者等からの暴力の根絶に向けた取り組みを推進する「DV被害者支援基本計画」を更新し、働く場における女性の活躍を推進する「女性活躍推進計画」を新たに盛り込んだ「第2次基山町男女共同参画推進プラン・DV被害者支援基本計画・女性活躍推進計画」を策定しました。

今後は、この推進プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進して参りますので、町民の皆様方には、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本推進プランの策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました町民の皆様をはじめ基山町男女参画推進プラン策定委員会委員の皆様、関係機関の皆様にご心より厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

基山町長 松田 一也

目 次

第1部	プランの基本的な考え方	
1.	プランの趣旨	1
2.	プランの基本理念	1
3.	プランの目的	2
4.	プランの目標	2
5.	プランの位置づけ	2
6.	プランの期間	3
第2部	プラン策定の背景	
1.	世界（国際連合）の動き	4
2.	国の動き	5
3.	佐賀県の動き	6
4.	基山町の動きと意識調査の結果	8
5.	男女を取り巻く社会情勢の変化	13
第3部	プランの内容	
1.	プランの体系	21
2.	推進のための指標（数値目標）	22
基本目標Ⅰ	男女共同参画推進の基盤づくり	23
基本課題①	男女共同参画についての意識啓発活動	23
(1)	男女共同参画のための広報・啓発活動の推進	
(2)	男女共同参画に関する情報収集・提供	
基本課題②	男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実	26
(1)	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	
(2)	生涯学習における男女平等の推進	
基本課題③	DV等あらゆる暴力の根絶	30
【基山町DV被害者支援基本計画】		
(1)	暴力防止にむけた啓発の推進	
(2)	DV等早期発見にむけた関係機関との連携強化	
(3)	被害者への支援体制の整備	
基本課題④	子ども・高齢者の虐待の根絶	34
【基山町DV被害者支援基本計画】		
(1)	児童の虐待防止に向けて	
(2)	高齢者の虐待防止に向けて	
基本目標Ⅱ	あらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくり	38
【基山町女性活躍推進計画】		
基本課題⑤	女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	38
(1)	女性が活躍しやすい社会に向けた男性の意識改革	
(2)	女性のスキルアップおよび再チャレンジ支援	

基本課題⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	40
(1) 町の審議会等への女性の参画促進	
(2) 各種計画策定時の積極的な町民の意見反映	
(3) 管理・監督者への女性の参画促進	
(4) 団体等での経営・方針決定過程への女性の参画促進	
基本課題⑦ 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	42
(1) 事業所・農業・自営業における男女共同参画及び労働条件改善の啓発、労働環境の支援	
(2) 家庭や地域における男女共同参画意識の醸成	
(3) 男女が家族の役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができる環境整備	
基本目標Ⅲ だれもが安心・安全に暮らすことができる社会づくり	52
基本課題⑧ 生涯を通じた男女の健康支援	52
(1) 妊娠・出産・子育て期における健康支援	
(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援	
(3) 性に関する適切な教育の推進	
基本課題⑨ 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備	55
(1) 高齢者・障がい者・外国人などの福祉・社会参加の充実	
(2) 生活に困難を抱えた人への支援	
基本課題⑩ 防災・復興における男女共同参画の推進	58
(1) 平常時からの防災・復興に係る男女共同参画の推進	
(2) 男女共同参画の視点を取込んだ新型コロナウイルス対策の実施	
第4部 プランの推進体制	
1. 計画の進行管理	60
2. 計画の評価	60
参考資料	
1 男女共同参画社会基本法	61
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	65
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	77
4 佐賀県男女共同参画推進条例	86
5 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱	90
6 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会名簿	91
7 計画策定の経過	91
8 用語解説	92
9 相談機関一覧	96

第1部 プランの基本的な考え方について

1. プランの趣旨

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが着実に進められてきました。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等わが国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊要な課題となっています。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めること、国民は男女共同参画社会づくりに努めることが定められました。

基山町においても、平成23年3月に、令和2年度を目標年度とする「基山町男女共同参画推進プラン及びDV被害者支援計画」を策定し、平成28年3月に策定した「第5次基山町総合計画」においても、男女共同参画の推進を盛り込み、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的に推進してきました。

令和2年度が「基山町男女共同参画推進プラン及びDV被害者支援計画」の最終年度となることから、社会の変化を考慮しながら「女性活躍推進計画」を加え、基山町における男女共同参画社会を実現するための施策を総合的、体系的に整理し、推進するために計画の見直しを行いました。

2. プランの基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）です。

このプランの基本理念は、男女共同参画社会基本法第3条から第7条までに基づいています。

- ① 男女が個人として尊重される社会
男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考えることが必要です。
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保することが必要です。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすることが必要です。

⑤ 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。

3. プランの目的

このプランは、男女平等と男女共同参画社会を実現するための、基山町の基本的な考え方を明らかにするとともに、町が行う施策を体系化し、計画化したものです。

4. プランの目標

プランを実現するため、プランの基本理念に基づき、次の3つの基本目標を掲げました。これらの目標を、町と町民との協働と連携により進めていきます。

- I 男女共同参画推進の基盤づくり【基山町 DV 被害者支援基本計画】
- II あらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくり【基山町女性活躍推進計画】
- III だれもが安心・安全に暮らすことができる社会づくり

5. プランの位置づけ

- ① このプランは、基山町総合計画・基本計画に基づいています。
- ② このプランは、家庭・地域・学校・職場などの関係団体が男女共同参画社会づくりを推進する指針となるものです。
- ③ このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める男女共同参画計画です。
- ④ このプランにおける基本目標 I 「男女共同参画の基盤づくり」の基本課題③「DV 等あらゆる暴力の根絶」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく基本計画（市町村基本計画）に位置づけます。
- ⑤ このプランにおける、基本目標 II 「あらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくり」は、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に係る取組を含んでおり、女性活躍推進法第6条第2項に基づく当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）に位置づけます。
- ⑥ SDGs について

SDGs とは、地球に住むすべての人が暮らしやすい社会を将来に引き継いでいくため、平成27年9月に国連総会で採択された世界共通の目標。2030年までに経済・社会・環境など様々な課題に取り組もうと定められました。世界中の“誰一人取り残さない”を理念としています。ゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化」は、男女共同参画の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性と

も重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGs 推進に繋がるものと考えております。



なお、本計画に掲げる施策と特に関連する SDG s の目標は次のとおりです。

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>すべての人々へ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>すべての人々が生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>世界中から不平等を是正する</p>

6. プランの期間

プランの期間は、令和3年度から令和12年度までの10ヵ年とします。

なお、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第2部 プラン策定の背景

1. 世界（国際連合）の動き

男女共同参画社会形成への動きは、昭和50（1975）年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。この年は「国際婦人年」と定められ、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年間を「国連婦人の10年」とし、各国政府に対して「世界行動計画」に基づく取り組みの推進を求め、女性の地位向上を図るための努力を世界的規模で行うことが決定されました。

昭和55（1980）年のコペンハーゲン会議では、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。この条約では、「機会の平等」だけでなく、「事実上の平等」を求め、目標は「男は仕事、女は家庭」と性別によって固定的な役割を決めるのではなく、男女とも「男らしさ」「女らしさ」ととらわれず、「自分らしく」生きることとしています。

昭和60（1985）年のナイロビ会議では、「国連婦人の10年」の間の成果を受けて、西暦2000年に向けて各国等が実情等に応じて効果的措置を探る上でのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「将来戦略」という。）を採択し、引き続き西暦2000年に向けて「国連婦人の10年」の目標達成のための努力を継承することが決定されました。

平成7（1995）年、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正な人間的な世界を創るという目的達成に向かって、すべての人の緊急かつ集中的な行動が要求されました。

平成12（2000）年6月にニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた21世紀の基本路線となる「政治宣言」と「更なる行動と発議（イニシアティブ）」に関する文書（成果文書）が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。

平成17（2005）年、「第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」ハイレベル会合）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

平成22（2010）年3月、第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」、「北京+10宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。

平成26（2014）年3月、第58回国連婦人の地位委員会において、「自然災害における

ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

平成 27 (2015) 年 3 月、第 59 回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が国連本部(「ニューヨーク」)で開催され、北京宣言及び行動綱領、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030 年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。

平成 27 (2015) 年 3 月、第 3 階国連防災世界会議が仙台市で開催され、「仙台防災枠組 2015-2030」及び「仙台宣言」が採択されました。防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(利害関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」など日本から提案した考え方が取り入れられました。

平成 27 (2015) 年 9 月、国連総会で世界共通の目標「SDGs」(世界中の“誰一人取り残さない”)が採択されました。

2. 国の動き

国においては、世界女性会議を受けて、昭和 52 (1977) 年、「国内行動計画」が策定され、以後国際連合を中心とした国政的な動きを受けて、男女間の差別撤廃に向けた取り組みが進められてきました。

昭和 55 (1980) 年、「女子差別撤廃条約」に署名しました。

昭和 60 (1985) 年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(「男女雇用機会均等法」)の制定や、国民年金法改正などの法律、制度の整備が進められ、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(「女子差別撤廃条約」)の批准国となり、昭和 62 (1987) 年には、男女共同参画型社会の形成を目指した「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成 6 (1994) 年には、男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

平成 8 (1996) 年、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、その中で「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習等の見直し」や「女性に対する暴力の根絶」等の新たな課題が示されました。

平成 11 (1999) 年 6 月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 (2000) 年に「男女共同参画基本計画」が策定され、都道府県に計画の策定が義務付けられました。

平成 13 (2001) 年、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」が公布され、平成 14 年 4 月から施行されました。その後、平成 16 (2004) 年に一部改正され、DV の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本計画の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定されました。

平成 17 (2005) 年、国内外の様々な状況変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が策定されました。

平成 19 (2007) 年 4 月、男女雇用機会均等法が改正され、女性に対する差別の禁止が

男女双方に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになりました。

平成 20（2008）年、「DV 防止法」が一部改正され、保護命令制度の対象が生命等に対する脅迫にまで拡充されるとともに、裁判所は被害者からの申し立てにより「接近禁止命令」とあわせて「電話等を禁止する保護命令」を発することができるなど、被害者の支援の充実が図られました。また、市町村においても、配偶者からの暴力防止や被害者保護のための施策の実施に関する基本計画を策定することが努力義務とされました。

平成 21（2009）年 6 月、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれました。

少子高齢化による労働人口の減少が進み、男性の長時間労働による様々な問題が浮上する中、女性の活躍による経済社会の活性化や男性にとっても暮らしやすい男女共同参画社会の形成を強調した「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が、平成 22（2010）年 12 月に策定されました。

平成 25（2013）年 6 月、「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられました。同年 12 月、「DV 防止法」が改正されました。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、法の適用対象となりました。

平成 26（2014）年 9 月、東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（World Assembly for Women in Tokyo）が開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。

平成 26（2014）年 10 月、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され“女性の活躍「見える化」サイト”が開設されました。

平成 27（2015）年 9 月、女性活躍推進法が公布されました。

平成 27（2015）年 12 月、第 4 次男女共同参画基本計画が策定されました。

平成 30（2018）年 5 月、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布・施行されました。

平成 31（2019）年 4 月、働き方改革関連法一部施行されました。

令和 2（2020）年 6 月、女性の自由な働き方を後押しする等、出産・育児休業の取得促進やキャリア継続、労働力不足の解消を図るために、男女機会均等法改正が施行され、職場のパワーハラスメント防止措置が義務付けられました。（ただし、中小企業では、2022 年 4 月 1 日以前は努力義務）。セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止指針が改正されました。

令和 2（2020）年 12 月、第 5 次男女共同参画基本計画が策定されました。

3. 佐賀県の動き

佐賀県においては、昭和 60（1985）年、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80 年代佐賀県総合計画」の具体的方策として、「佐賀県婦人問題の推進方策」を策定しました。昭和 63（1988）年、青少年婦人課に婦人係を新設し、「佐賀県長期計画」に男女共同参画の社会づくりを盛り込みました。

平成元（1989）年に県民意識調査を実施し、その結果を踏まえて平成2（1990）年「さが女性プラン21」を策定し、その推進項目に掲げていた佐賀県立女性センター（アバンセ）が平成7（1995）年3月に開館しました。

平成13（2001）年3月、本県の特性に応じた男女共同参画社会の形成を促進するための、「佐賀県男女共同参画基本計画」が策定され、10月には男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「佐賀県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成14（2002）年4月、「佐賀県男女共同参画推進条例」に基づき、性別による人権侵害の相談や県の男女共同参画施策に対する意見の受け付け、男女共同参画に関する普及啓発活動などを行う「佐賀県男女共同参画推進員」を設置しました。男女共同参画推進員の経験を契機として、女性の相談を受け付ける団体が設立されるなど、県内において、男女共同参画を推進する団体が増えてきました。

平成14（2002）年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援を強化しました。

平成16（2004）年4月、女性に対する暴力の根絶を図るため、中・長期的課題について関係機関、団体が検討し、それぞれが行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」を全国で初めての取組として、県立女性センター内に設置しました。併せて「佐賀県DV総合対策会議」を設置し、関係機関、団体の連携強化を図っています。

平成17（2005）年10月、男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組みを推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」創設しました。

平成18（2006）年3月、「佐賀県男女共同参画基本計画」が改正されました。また、同年に「佐賀県DV被害者支援基本計画」が策定され、平成21（2009）年3月に改正されました。

平成21（2009）年、「佐賀県DV被害者支援基本計画」が改正され、「県立女性センター」を「県立男女共同参画センター」に名称変更されました。「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」が実施されました。

平成23（2011）年3月、第3次佐賀県男女共同参画基本計画（2011-2015）が策定されました。

平成25（2013）年3月、佐賀県職員男女共同参画推進基本計画（2013-2016）が策定されました。

平成26（2014）年、女性の社会進出を考え、女性はその柔軟なセンスを発揮し、日本の経済社会において活躍することができる社会の実現のために経済団体や地域社会が一緒になって取り組む「女性の活躍推進佐賀県会議」が設置されました。「佐賀県DV被害者支援基本計画」が策定されました。「輝く女性応援会議 in 佐賀」が開催され、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」が実施されました。

平成 27 (2015) 年、「女性の大活躍推進佐賀県会議」との共催で「女性の大活躍推進フォーラム」が開催され、「佐賀県イクメン講座キックオフフォーラム」が開催されました。

平成 28 (2016) 年 3 月、「第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画」（「佐賀県女性活躍推進計画」含む。）が策定されました。

平成 31 (2019) 年 3 月、「佐賀県 DV 防止・被害者支援基本計画」（第 4 次計画）が策定されました。

4. 基山町の動きと意識調査の結果

基山町は、平成 18 (2006) 年に策定された「第 4 次基山町総合計画」に「男女共同参画の推進体制の確立」が盛り込まれ、男女共同参画の計画を策定することになりました。

まず、平成 21 (2009) 年 1 月に基山町男女共同参画推進プラン策定委員会（公募委員 2 名と各種団体代表 6 名）を設置しました。町民の現在の男女共同参画意識を把握するため、7 月には基山中学校の 3 年生、18 歳の町民、20 歳以上 80 歳未満の町民を対象に「基山町男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。平成 23 (2011) 年 3 月「基山町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 27 (2015) 年 7 月に 5 年目の見直しとして「基山町男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

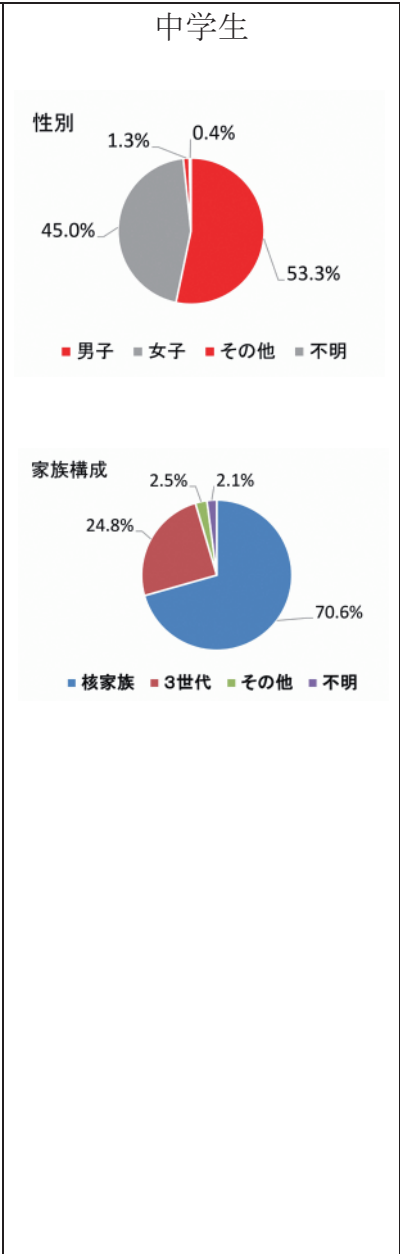
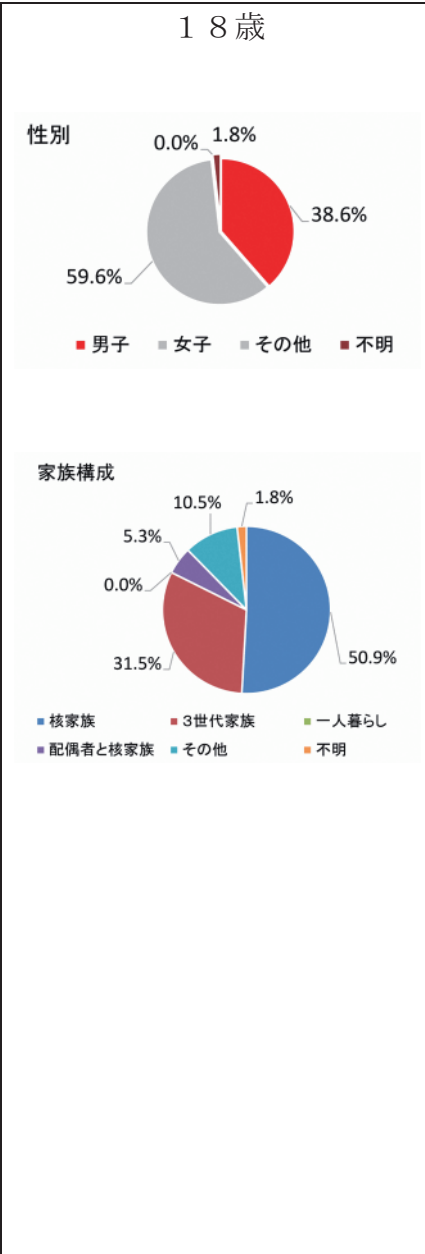
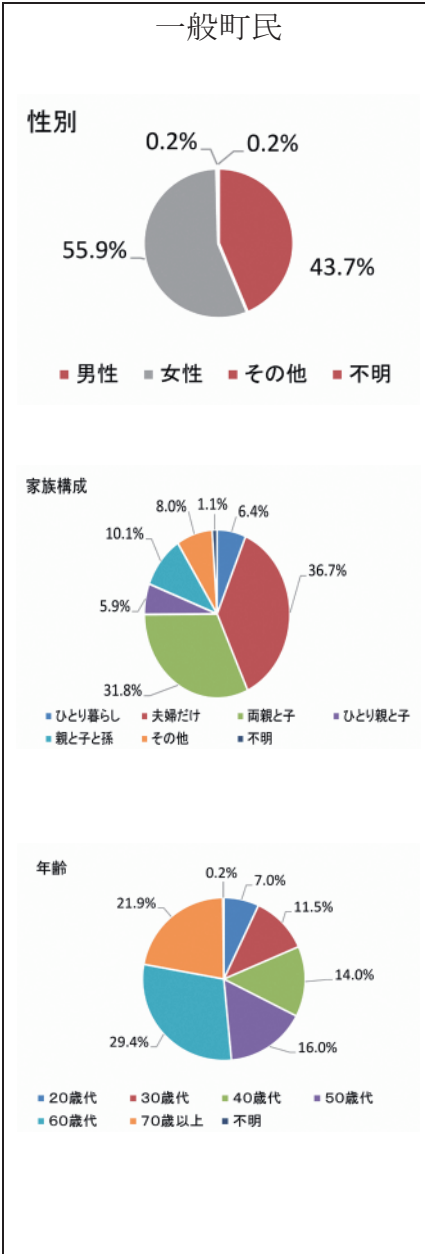
また、平成 27 (2015) 年 12 月に策定された「第 5 次基山町総合計画」では、「基本計画 5 協働+idea 基山町のために結束できるまち」の中に、男女共同参画の推進が盛り込まれています。

今回は、令和 2 (2020) 年 6 月に基山町男女共同参画推進プラン策定委員会（公募委員 2 名と各種団体代表 7 名）を設置しました。本プランの策定に先立ち、町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、DV の状況等を把握するために、「基山町男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。

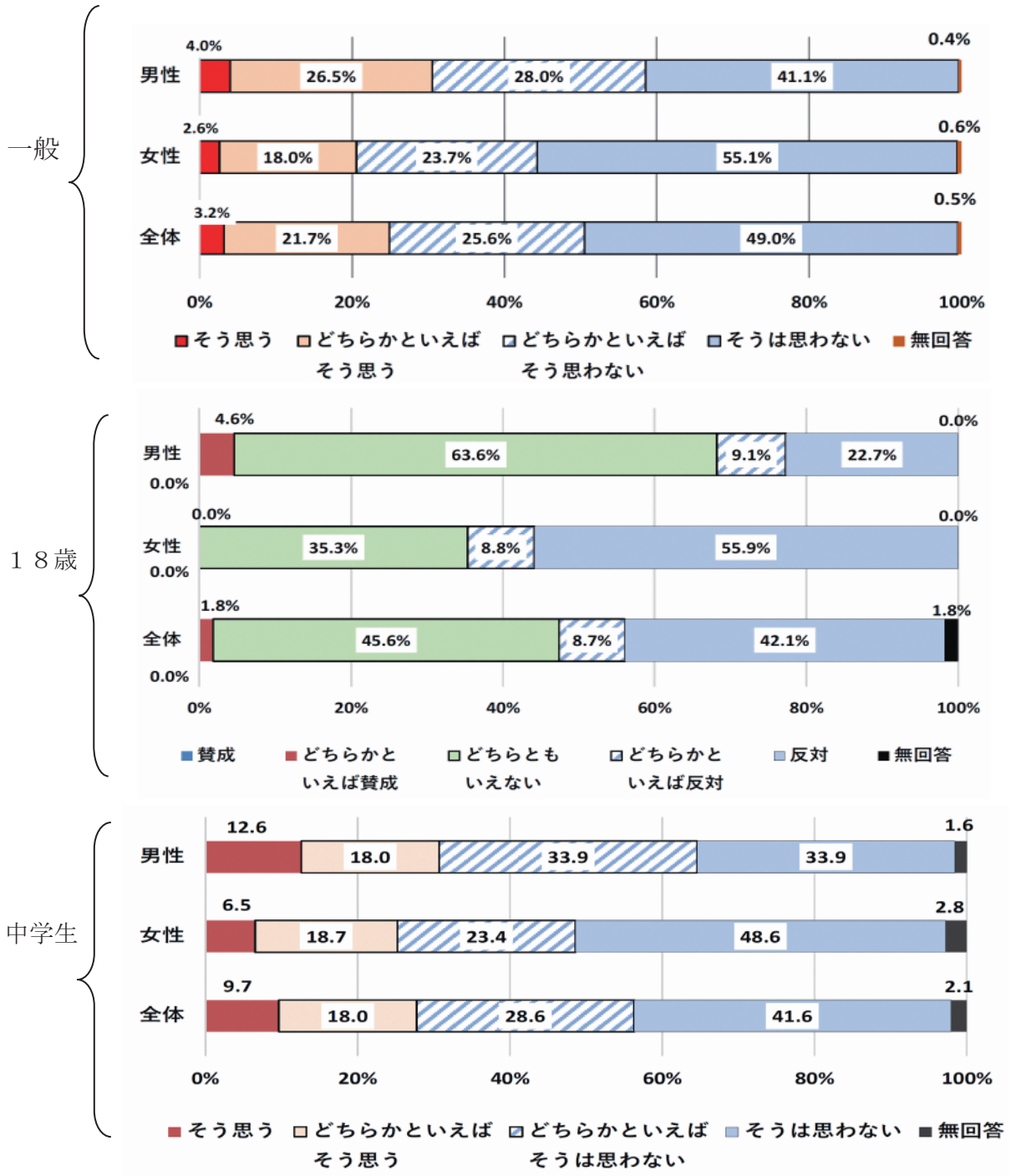
その結果、以下のような意識がうかがえました。

対象者		調査方法	配布数	回収数	回収率
一般	住民基本台帳から無作為抽出	郵送	1,338 票	626 票	46.8%
18 歳	基山町在住の 18 歳の男女、全数	郵送	162 票	57 票	35.2%
中学生	基山中学校 2.3 年生、全生徒	中学校で配布、回収	252 票	238 票	94.0%

※18 歳については、令和 2 年度に 18 歳になる者



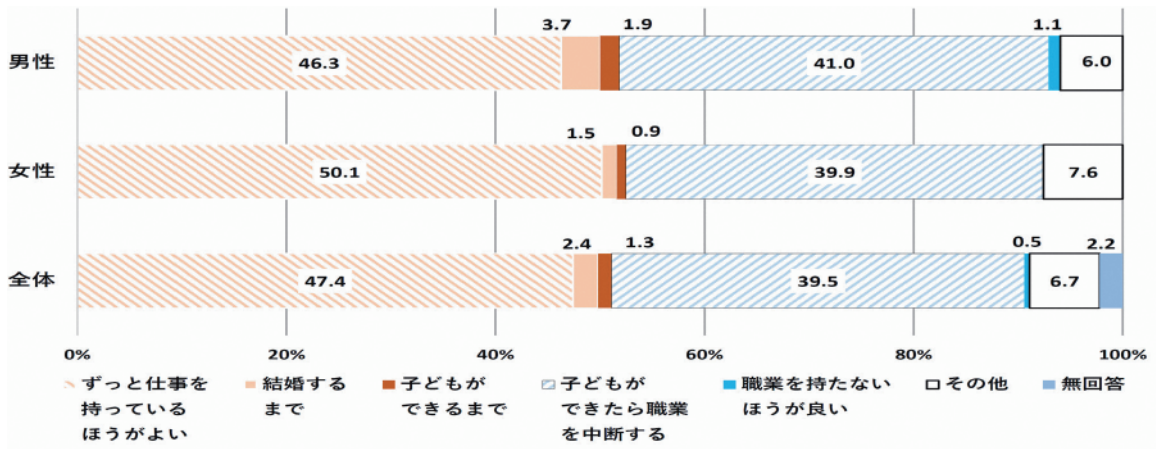
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に対して



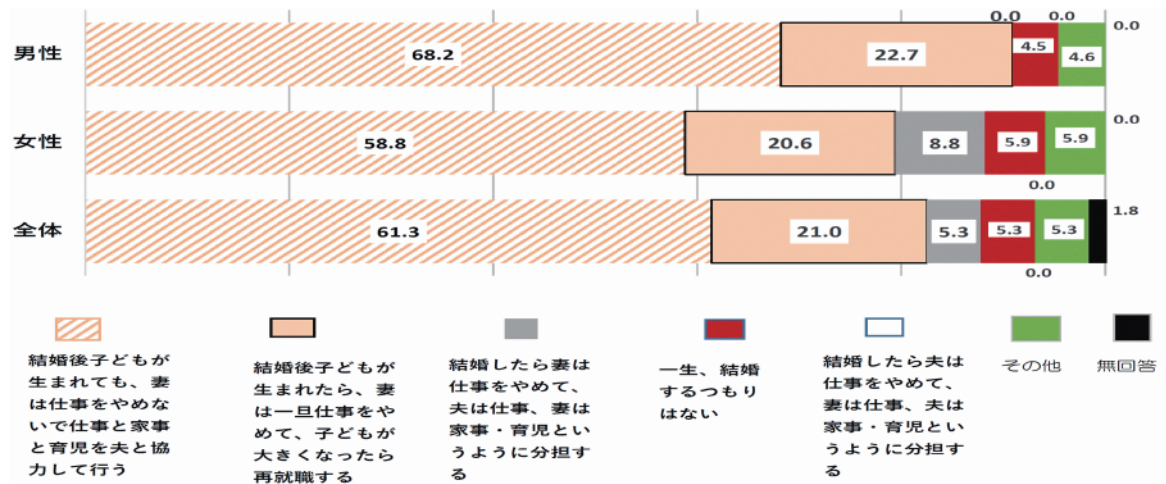
資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）（18歳）（中学生）」（基山町：令和2年）

性別による“仕事、家庭”の役割の固定観念はなく、「そう思う」と答えた割合は前回調査の結果と比べて減少傾向が見られました。一方、「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」と答えたのは、一般では74.6%、18歳では50.8%、中学生では、70.2%となっており、前回調査と比較すると増加傾向になっています。

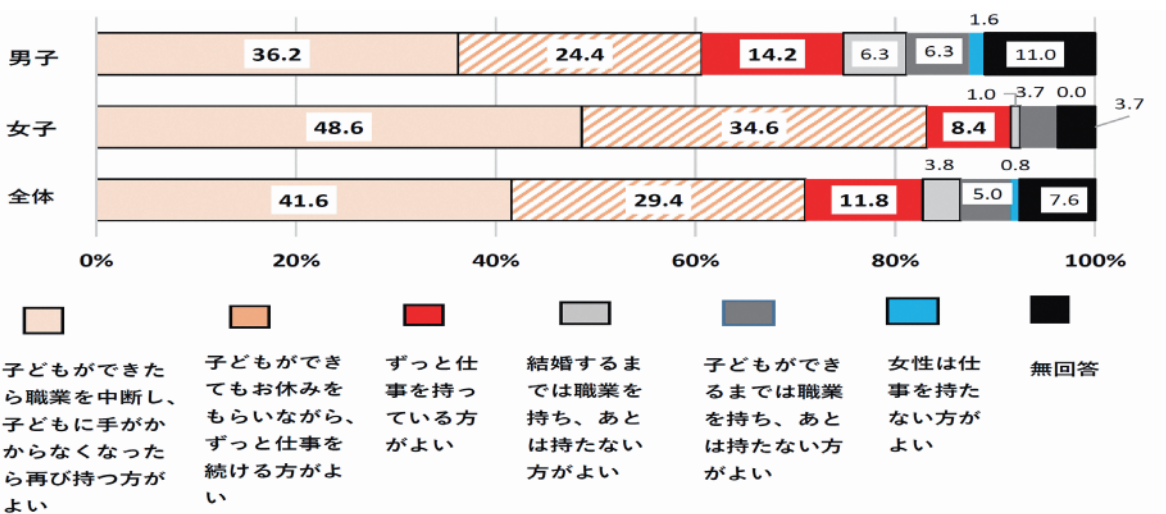
「女性が仕事を持つことについて」
一般



18歳



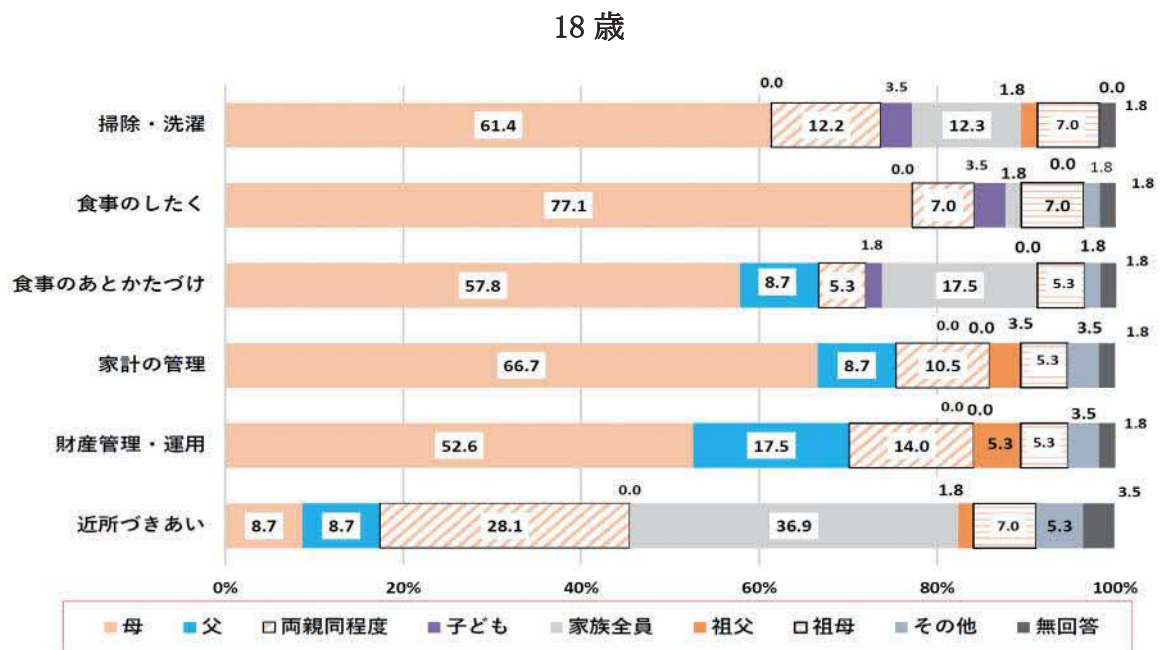
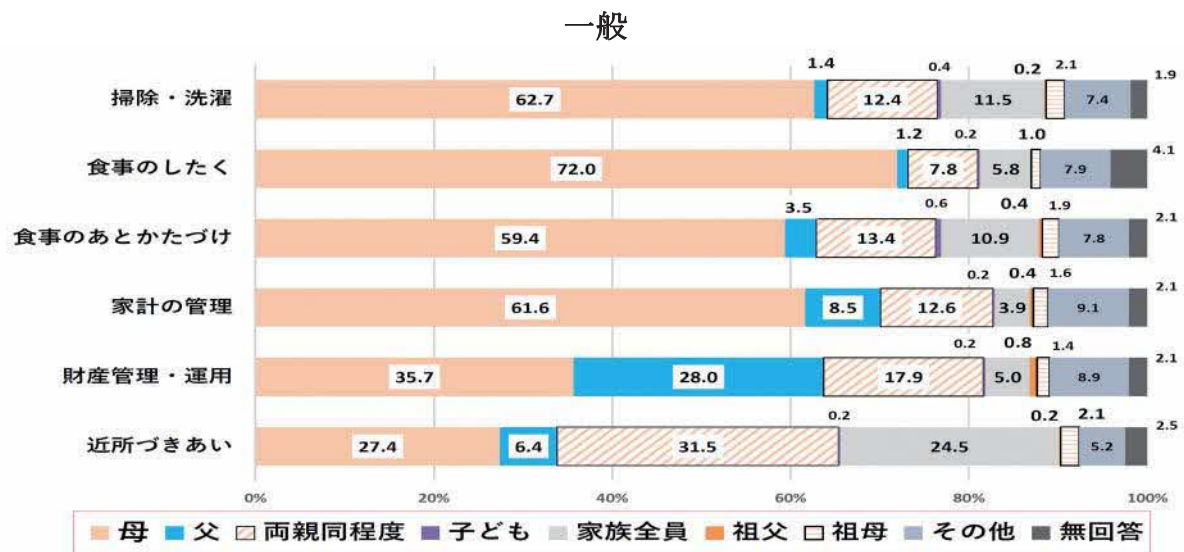
中学生



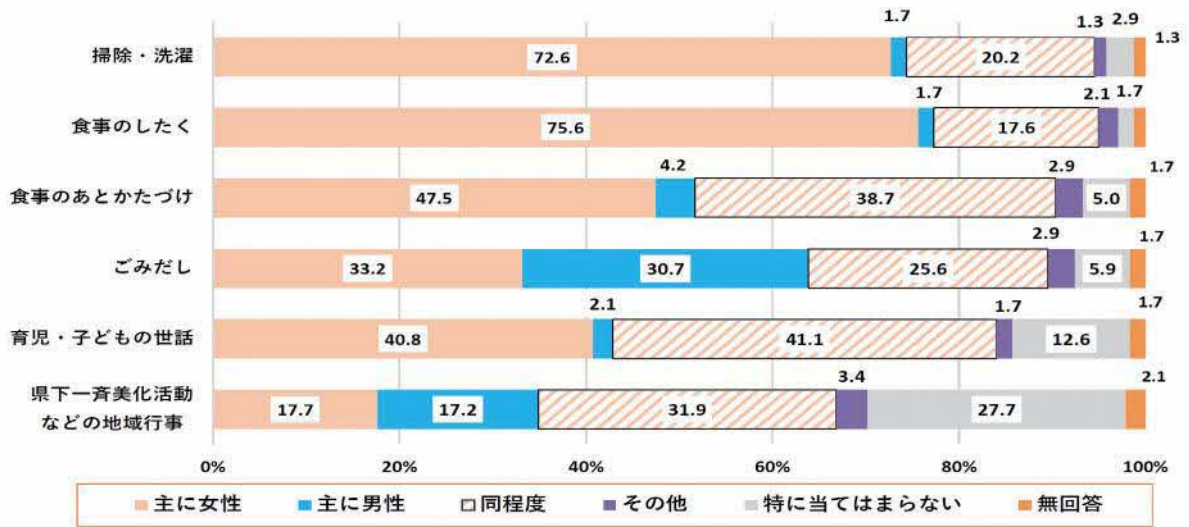
資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）（18歳）（中学生）」（基山町：令和2年）

一般の前回調査では、「子どもができたなら職業を中断し（退職）し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」が5割を超えていましたが、今回調査では、減少傾向がみられました。「ずっと職業を持っている方がよい」に賛同する人が、前回調査では4割となっていたが、今回調査では、増加傾向にあり約5割となっています。18歳の今回調査では、「結婚後、子どもが生まれても妻は仕事をやめないで、仕事と家事と子育てを夫婦で協力して行う」が6割を超えています。中学生では、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなったら再び持つ方がよい」（全体 41.6%）に賛同する人が、「子どもができてもお休みをもらいながら仕事を続ける方がよい・ずっと仕事を続けている方がよい」（全体 41.2%）に賛同する人と同程度の割合になっています。

「家庭での役割分担について」

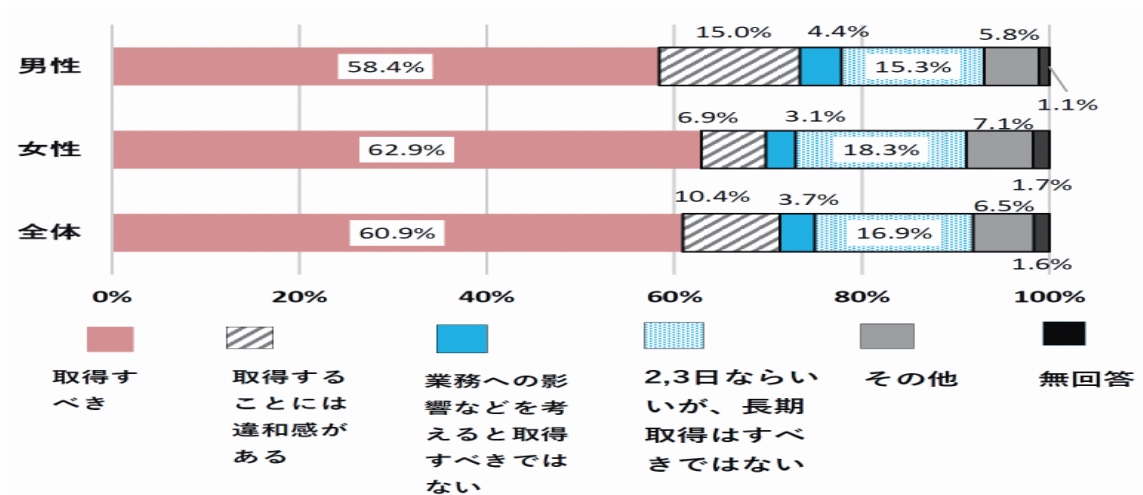


中学生



家庭のことに関しては妻・母親の負担が大きいことがわかりました。
男女とももっとコミュニケーションを図り、役割分担や支え合いの部分でお互いを理解しあうことが必要であることがわかりました。

「男性の育児休業取得について」



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

5人に3人は、「男性も育児休業を取得すべきだ」（60.9%）と感じていることがわかりましたが、取得が進まない理由を問うたところ、「上司の理解が得られない」（51.6%）が最も高い結果となっており、次いで「取得者の仕事を代わりにしてくれる人がいない」（49.7%）となっています。

アンケート結果からは、「男は外で働き、女は家庭を守る」に同意しない人が増加傾向にあり、女性が仕事を持つことについても、「結婚して、子どもができて、お休みをもらいながら続ける」という意識に変わってきてはいるものの、依然として、家庭で

の役割分担では、「妻・母親」の役割が多く、性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っており、男性は、育児や家事等への参画が、女性は、仕事の継続やキャリア形成等が困難になっています。

このため、性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、ダイバーシティ（多様性）の推進により、持続可能な社会を目指すことが社会的要請となっており、こうした取組は、M字カーブ問題の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画を進める上でも重要であると言われています。

5. 男女を取り巻く社会情勢の変化

1 総人口の減少

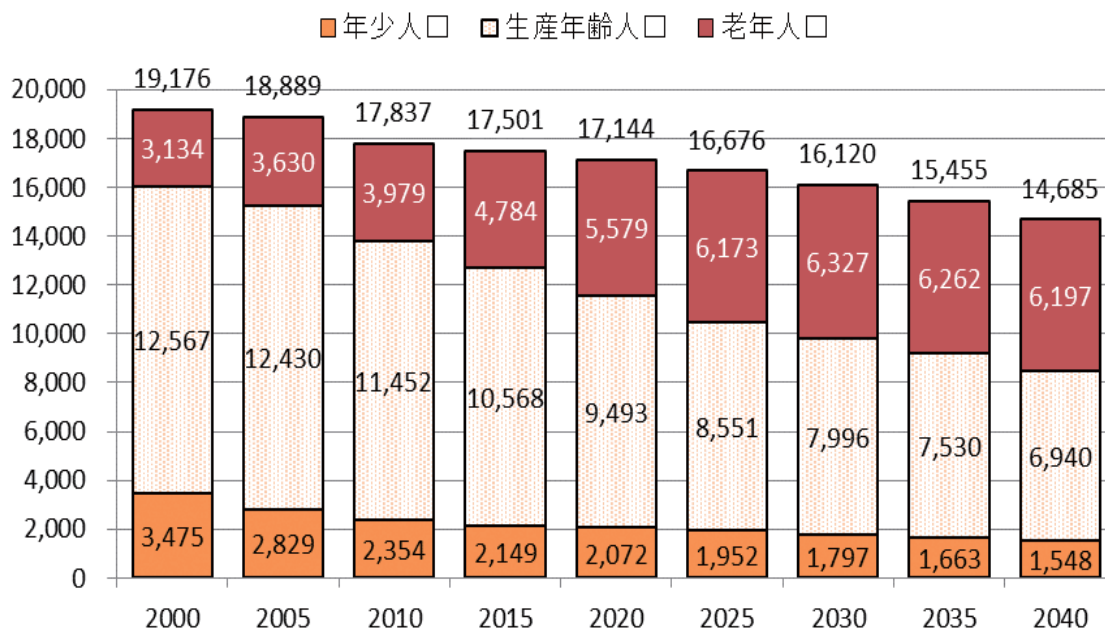
基山町の生産年齢人口は緩やかに減少しており、老年人口割合は2020年に30%を超過しています。

老年人口割合が2020年に30%を超え、2035年には40%に達します。

基山町の年少人口割合は減少傾向にあり、2040年には10.5%と少子化が進んでいきます。（図表1）（図表2）

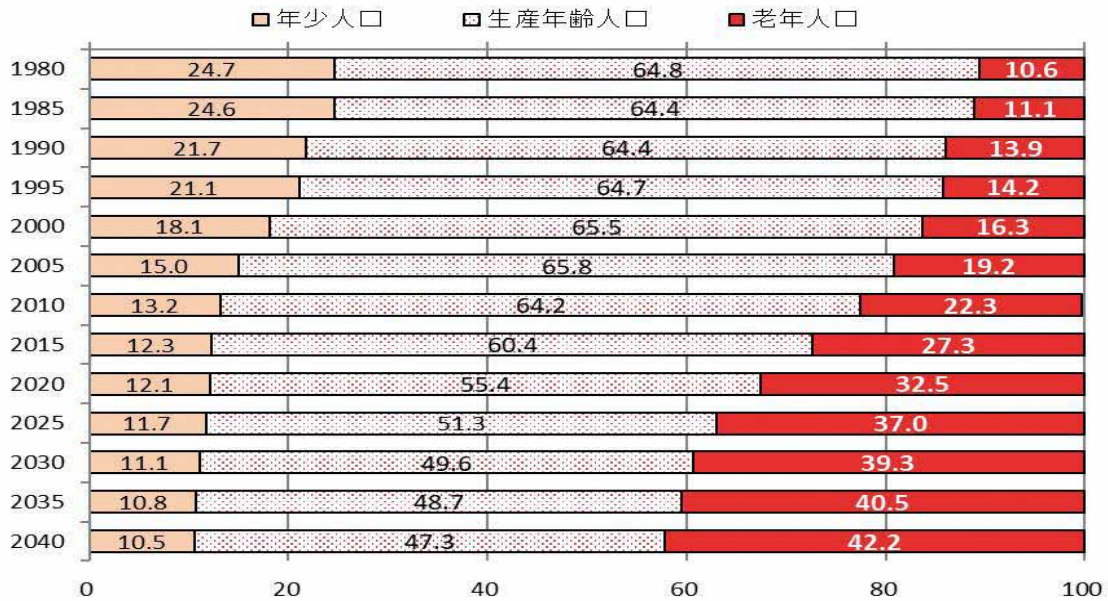
図表 1 年齢3区分別人口の推移と将来推計

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）



資料：総務省「国勢調査」（2015年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計」（平成30（2018）年推計人口）

図表 2 年齢3区分別人口割合の推移と将来推計



資料：総務省「国勢調査」（2015年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計」（平成30（2018）年推計人口）

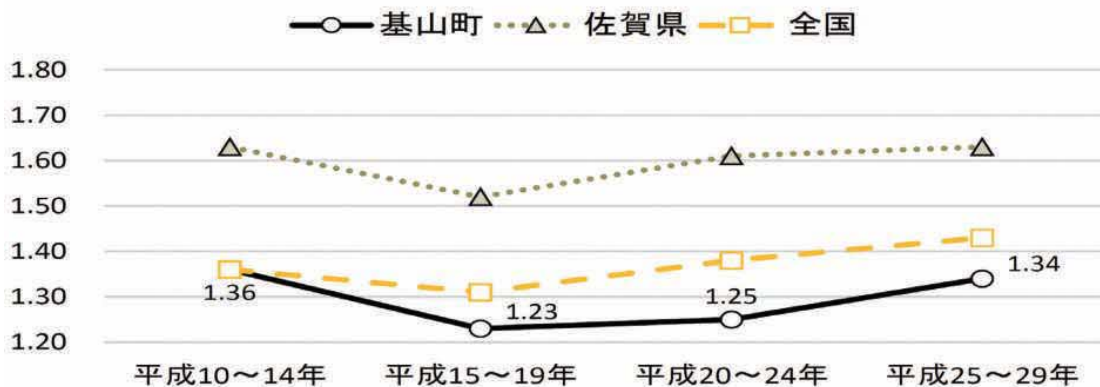
2 少子高齢化の進展

本町の合計特殊出生率（ベイズ推定値）※は、平成15～19年まではおおむね減少傾向にあったものの、平成20～24年では上昇しています。しかし、佐賀県や全国に比べ低い値で推移しており、人口維持に必要とされる人口置換水準（2.07）を下回る状態が続いています。（図表3）

人口ピラミッドを見ると、現在本町で最も人口が多いのは65～69歳となっています。この年齢層の方々は今後順次後期高齢者になられることから本町において、後期高齢者の割合が急速に進行することが予想されます。（図表4）

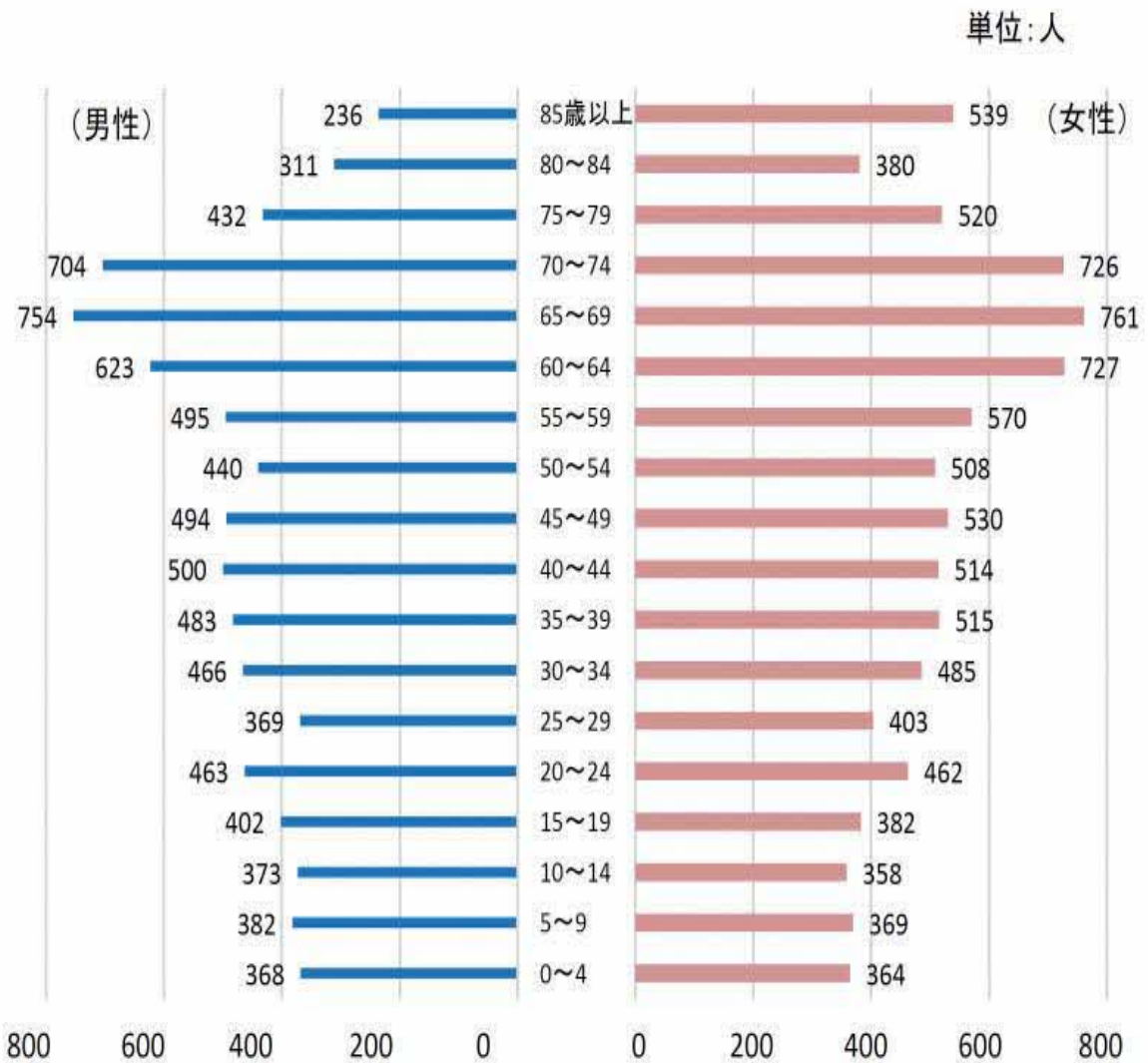
※15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

図表 3 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

図表 4 基山町の人口ピラミッド

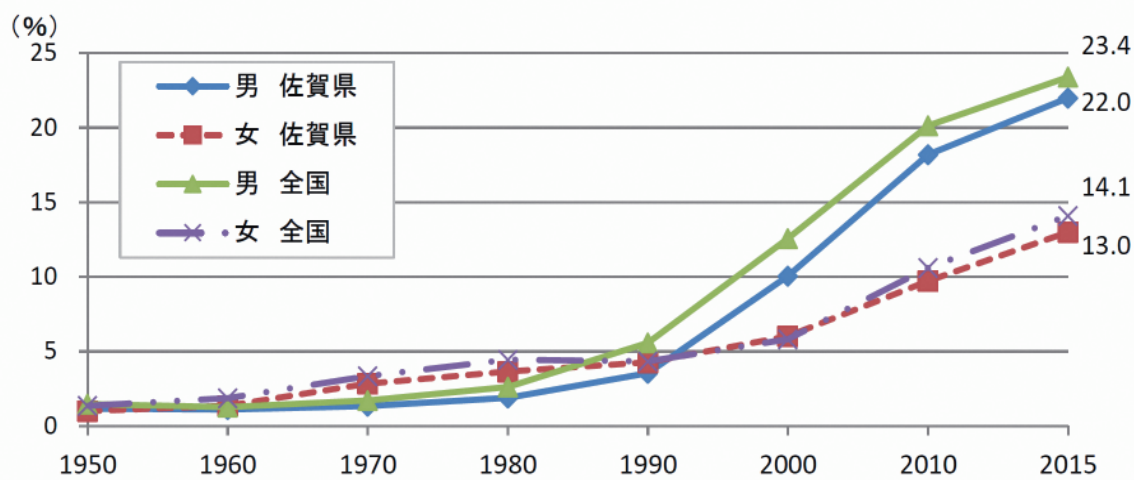


資料：住民基本台帳 令和2年10月31日現在

3 未婚率の推移

佐賀県の生涯未婚率は、上昇傾向にあります。佐賀県の生涯未婚率は、1970年は男性1.3%、女性2.8%であったものが、1990年代から大きく上昇して2015年には男性22.0%、女性13.0%となり、特に男性においては女性の2倍近くの未婚率となっています。(図表5)

図表 5 男女別生涯未婚率の推移



資料：国勢調査から国立社会保障・人口問題研究所算出

4 少子高齢化が本町にもたらす課題と男女共同参画

少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増加と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

少子化は、晩婚化・非婚化が主な要因とされていますが、現実には、子育てに対する漠然とした不安や仕事と育児の両立の難しさ、子育てや教育にかかる経済的負担など、多くの要因が複雑に作用する中で個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。その中で、家庭生活での男女間の役割分担の偏りを原因とした、子育てに対する孤独感も無視することはできません。

女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの促進など、既存の子育て支援施策のみならず、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計が実現できるような施策の展開が求められています。

5 家族形態の多様化

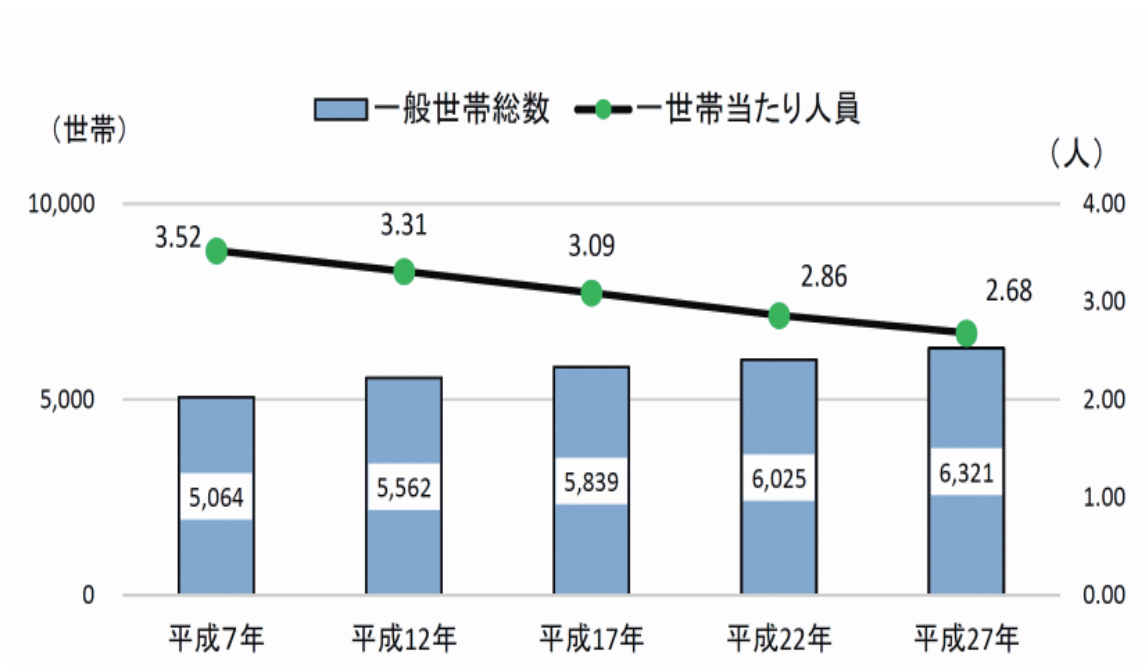
少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。本町では、一般世帯総数が一貫して増加している一方で、1世帯あたり人員は一貫して減少しており、核家族世帯、単身世帯の増加が見て取れます。

(図表 6)

一世帯当たりの人員の減少する傾向が続くものと考えられ、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていくことが想定されます。世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなります。従来 of 固定的な性別役割分担意識を持ったままでは、家庭の安定を保つことは非常に困難になります。

また、ひとり親家庭の増加は、貧困など様々な困難を抱える人の増加にもつながっています。次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも、各家庭の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

図表 6 一般世帯総数及び1世帯当たり人員数の推移



資料：国勢調査 各年10月1日現在

6 経済状況及び就業構造の変化

わが国では、非正規雇用が増加する一方で、長時間労働が問題となっています。

非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出し、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭や地域への参加・参画を阻む要因の一つにもなっています。

女性の年齢階層別労働力人口をみると、本町は佐賀県平均とほぼ同割合となっており、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷として、20歳代と40歳代が山になるアルファベットのMのような形になっています。このことは「M字カーブ」と呼ばれており、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためと言われています。本町はM字カーブの落ち込みが緩やかであるものの、子育て期に就業を中断する女性が少なからず存在していることが分かります。(図表7)

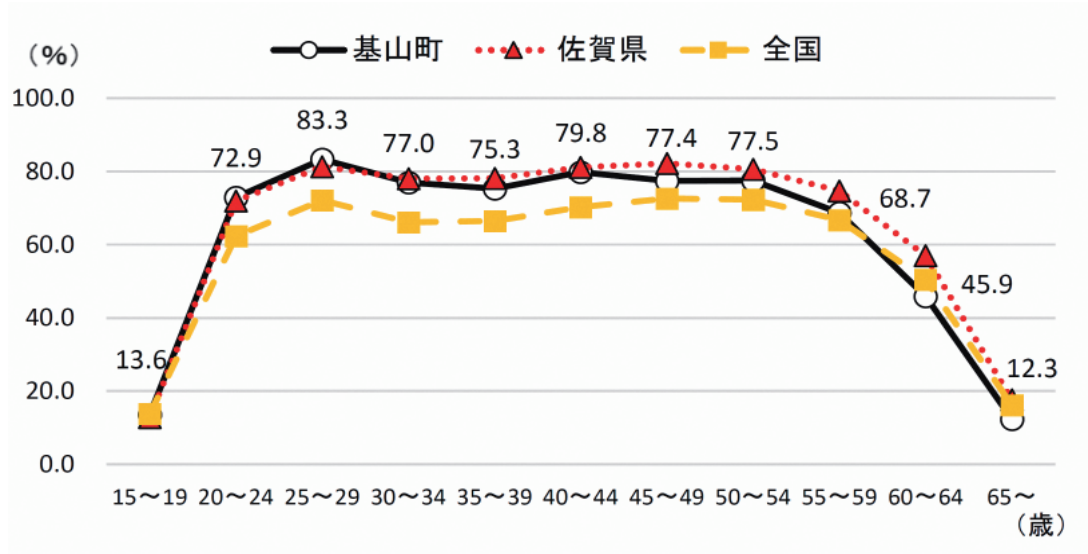
第1子出産前に就業していた女性のうち、第1子出産後も就業を継続する女性は、これまで4割前後で推移していましたが、最新の国の調査では約5割へと上昇しています。(図表8)

女性が出産・子育て・介護などにより就業を中断することのないよう支援するとともに、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取組が必要です。国の調査によると6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの育児・家事関連時間は1時間程であり、先進国に比べても低水準になっています。

(図表9)

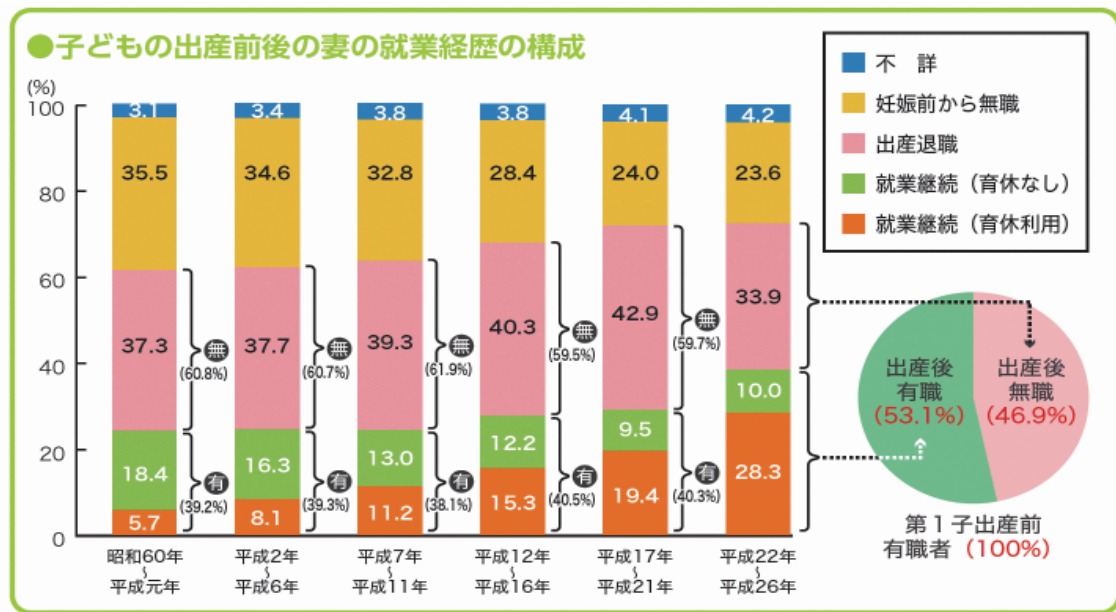
また、全国的に見て、佐賀県の労働者の労働時間が長いことが分かっており、令和元年の労働者一人平均の年間総実働時間を見ると、1,800時間と全国平均1,669を131時間上回っています。

図表 7 女性の年齢階層別労働力率



資料：国勢調査 平成 27 年 10 月 1 日現在

図表 8 第 1 子出産前に就業していた女性の就業継続率の変化

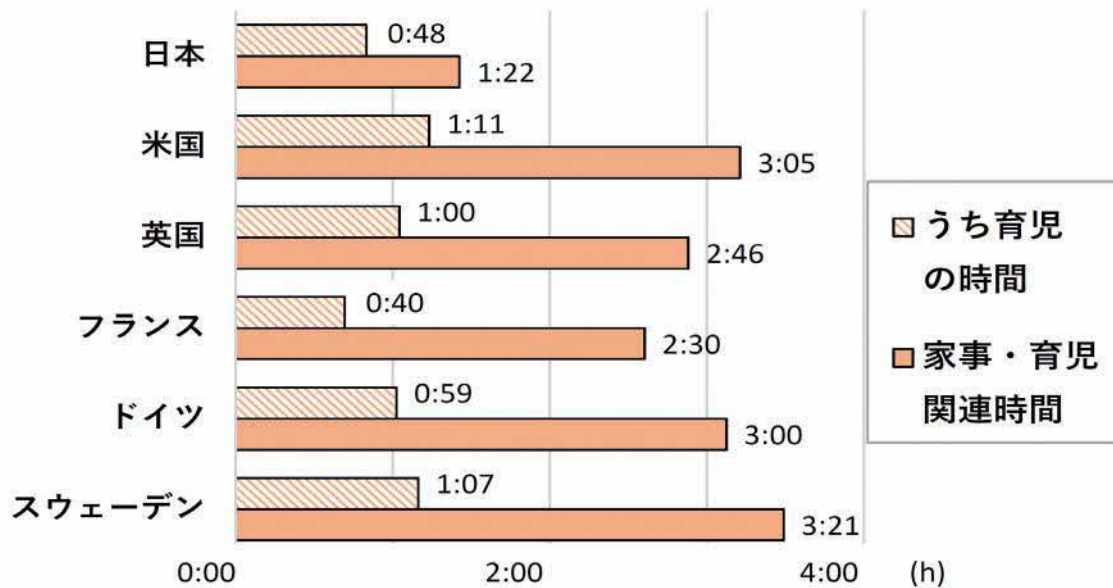


【備考】

- 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
- 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
- 出産前後の就業経歴
 就業継続（育休利用）…妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 就業継続（育休なし）…妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
 出産退職……………妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
 妊娠前から無職……………妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

資料：内閣府男女共同参画局 「ひとりひとりが幸せな社会のために」令和2年度版

図表 9 家事・育児関連時間の国際比較（夫について）



【備考】

1. 総務省「社会生活基本調査」（平成28年）、Bureau of Labor Statistics of the U.S.“American TimeUse Survey”（2018）及びEurostat“Hov Europeans Spend Their Time Everyday Life of Womenand Men”（2004）より作成。
2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。
3. 日本、アメリカは末子の年齢が6才未満、EU諸国は6才以下。

資料：内閣府男女共同参画局 「ひとりひとりが幸せな社会のために」令和2年度版

7 地域コミュニティの変容

少子高齢化や都市化の進展、家族形態や個人の意識、ライフスタイルの多様化などにより、地域の連帯感や互助の機能が低下しており、自治会をはじめとする地域の各種団体では担い手不足や役員の高齢化、固定化を招いています。

しかし、地域社会は町民一人ひとりが豊かな生活を送るための共通の基盤であり、特に地域住民の安心・安全を確保する上で地域の果たす役割は大きく、地域コミュニティの再構築とその活動の活性化が求められています。

他方、定年退職による自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がりなどを背景に、社会参加による自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティアやNPO（民間の非営利組織）活動への参加の動きが広がりを見せつつあります。

地域福祉の重要性が指摘されるなか、こうした町民の新しい地域活動と、従来の地縁に基づく地域コミュニティ活動の連携は、今後の大きな課題です。地域全体で日常生活上の不安の解消や生活課題の解決を図り、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で様々な社会活動に参加・参画できるような社会を創り上げていくことが求められています。

第3部 プランの内容

1. プランの体系

目 標	基 本 課 題	基 本 施 策
I 男女共同参画推進の基盤づくり	① 男女共同参画についての意識啓発活動	(1) 男女共同参画のための広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画の視点に関する情報収集・提供
	② 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 生涯学習における男女平等の推進
	③ DV等あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力防止にむけた啓発の推進 (2) DV等早期発見にむけた関係機関との連携強化 (3) 被害者への支援体制の整備
	④ 子ども・高齢者の虐待の根絶	(1) 児童の虐待防止にむけて (2) 高齢者の虐待防止にむけて
II あらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくり	基山町DV被害者支援基本計画	
	基山町女性活躍推進計画	
	⑤ 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	(1) 女性が活躍しやすい社会に向けた男性の意識改革 (2) 女性のスキルアップおよび再チャレンジ支援
III だれもが安心・安全に暮らすことができる社会づくり	⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 町の審議会等への女性の参画促進 (2) 各種計画策定時の積極的な町民の意見反映 (3) 管理・監督者への女性の登用促進 (4) 団体等での経営・方針決定過程への女性の参画促進
	⑦ 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	(1) 事業所・農業・自営業における男女共同参画及び労働条件改善の啓発、就労環境の支援 (2) 家庭や地域における男女共同参画意識の醸成 (3) 男女が家族の役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができる環境整備
	⑧ 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 妊娠・出産・子育て期における健康支援 (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援 (3) 性に関する適切な教育の推進
	⑨ 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備	(1) 高齢者・障がい者・外国人などの福祉・社会参加の充実 (2) 生活に困難を抱えた人への支援
	⑩ 防災・復興における男女共同参画の推進	(1) 平常時からの防災・復興に係る男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点を取込んだ新型コロナウイルス感染症対策の実施

2. 推進のための指標（数値目標）

男女共同参画社会は、行政の施策だけでは実現できません。町民のみなさん一人ひとりが理解を深め、地域団体や事業者など様々な活動のなかで取り組むことが必要です。

そこで、家庭、学校、職場、地域の中の身近なことから「指標」を設定し、令和7年度までの目標値を定め、目標達成に向けて取り組んでいくこととします。

基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の基盤づくり

主な指標	H27年度	現状 (R2年度)	目標値 (R7年度)	説明
社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等感（男性の方が優遇されていると感じている割合）	72.6%	79.2%	70.0%	数値が下がる方が男女共同が進んでいる。
「男女共同参画社会基本法」という言葉の認知度（聞いたことがある・内容まで知っている割合）	63.8%	66.4%	70.0%	数値が上がる方が男女共同が進んでいる。

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくり

主な指標	H27年度	現状 (R2年度)	目標値 (R7年度)	説明
審議会等委員女性参画率	22.5%	26.5%	30.0%	数値が上がる方が男女共同が進んでいる。
女性委員がいない審議会等の数	2	3	1	数値が下がる方が男女共同が進んでいる。
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考えに賛同しない割合	67.8%	74.6%	80.0%	数値が上がる方が男女共同が進んでいる。

基本目標Ⅲ だれもが安心・安全に暮らすことができる社会づくり

主な指標	H27年度	現状 (R1年度)	目標値 (R7年度)	説明
住民健診の受診率	40.0%	51.9%	60.0%	数値が上がっている方が健康への意識が高まっている。

※住民健診の受診率については、基山町の国民健康保険世帯の40歳から74歳対象の検診

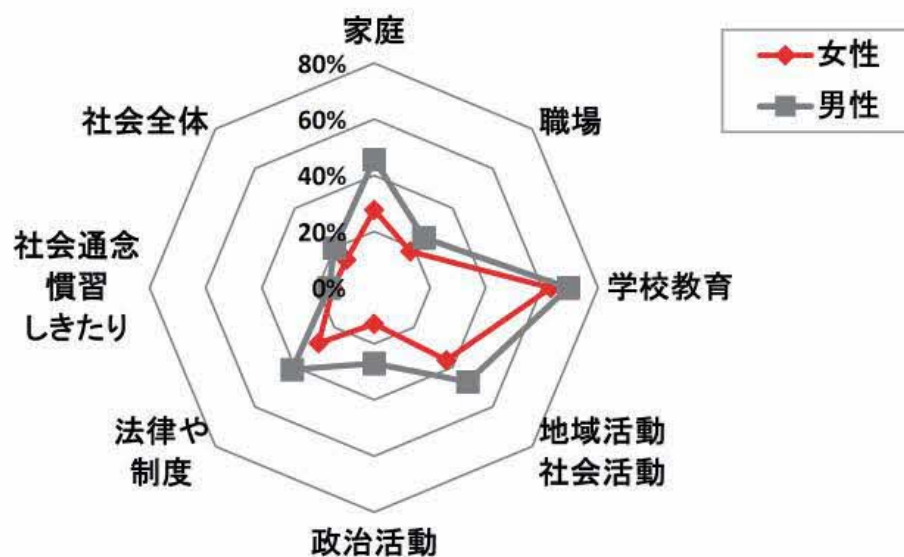
基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の基盤づくり

基本課題① 男女共同参画についての意識啓発活動

■現状と課題

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、男女の地位の平等感に関する質問に対しては、“学校教育の場”が最も高く、男女とも6割以上が平等と答えています。平等感が低く、さらに男性が優遇されていると感じている分野は“社会通念・習慣・しきたり”“社会全体”“職場”です。すべての分野において、女性よりも男性の方が「男女平等である」と感じている割合が高く、特に“政治”では、その差が女性の割合の約2倍となっており、男性と女性では認識の違いがあり、地位の不平等感が存在しています。

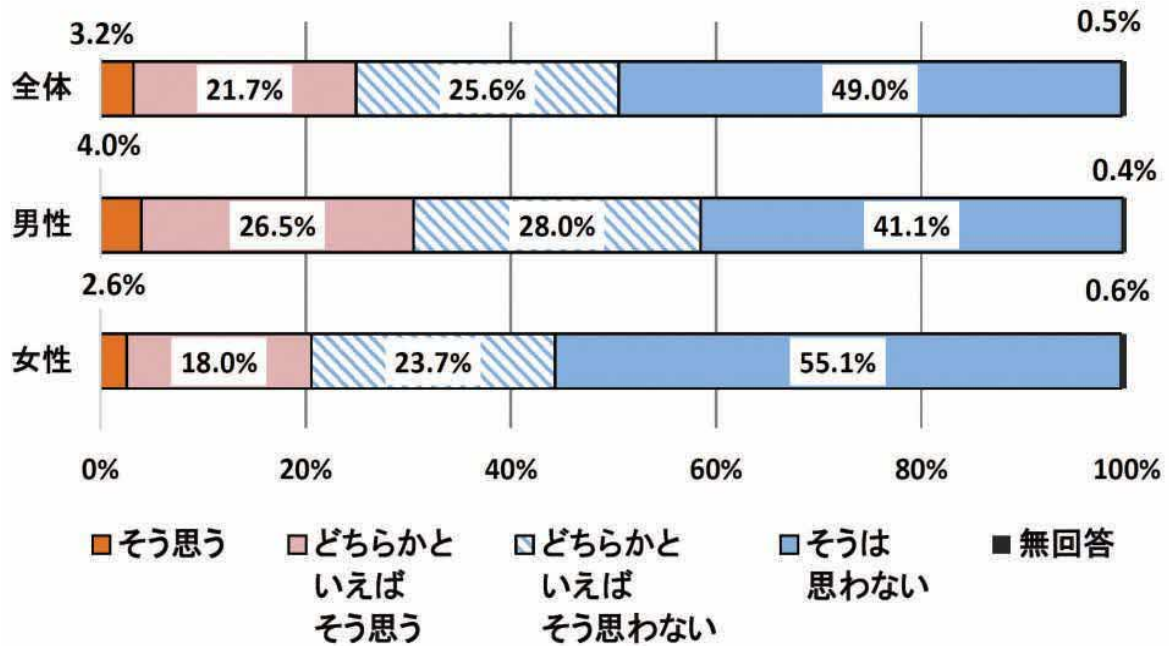
<各分野での男女の平等感>



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛同しない人の割合は、令和元年度世論調査は59.8%となっており、令和2年度に実施した本町の「一般対象意識調査」では74.6%と高くなっています。

＜夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである＞



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

こういった男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある慣行や意識は、長い間の積み重ねの中で形成されたものであり、今後、あらゆる機会をとらえて、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な啓発活動を実施していく必要があります。

また、偏った性表現や暴力表現、安易に女性をアイキャッチャーとして利用することは人権侵害にも繋がることから、表現の自由を十分尊重したうえで、適切な情報を適切に発信していくよう、町内外に対してもメディアと人権に対して、適切に判断できる能力を培うための取組を推進していく必要があります。

50代男性

男女共同参画を推進するに当たっては、男女の特性を生かして、共同しあうことが肝心だと思います。男女ともに意識改革と行動が大事です。

20代女性

共働きが多数の現在、育児や家事は夫婦ともに行うのが当然だと思います。

60代女性

個人の尊重が大切。家事の分担や介護のこと、日頃生活をするうえでは、その人の状況や得意分野で判断し、性役割で決めるべきではないと思います。「性」が「個」をつぶさないようにしてほしいです。

みんなの声

男女共同参画に関する意識調査（一般対象）より

■今後の方向性

- ・男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベントを開催します。
- ・町の広報誌やホームページ上の男女共同参画に関する情報を積極的に発信します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 男女共同参画のための広報・啓発活動の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画に関する広報	男女共同参画についての理解を深め、固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、不平等につながる表現（アイキャッチャー等）に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努め、町の広報誌やホームページ、公式アプリ、ポスター等、多様なメディアを通じて定期的な情報の提供を行います。	まちづくり課
男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画に関する出前講座や研修会、フォーラム等を開催し、男女共同参画の理解促進を図ります。	まちづくり課
町職員の研修	行政が率先して男女共同参画を進めるため、町職員に対する男女共同参画関係の研修を充実させ、職員の男女共同参画に対する意識を高めます。	まちづくり課

施策の方向（２） 男女共同参画に関する情報収集・提供

具体的施策	施策の内容	担当課
意識調査の実施、結果の公表	男女共同参加に関する意識・行動について現状を把握するために、推進プラン見直し時には「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施し、その結果を施策推進の基礎資料とするとともに、広報誌やホームページ等、多様なメディアを通じて定期的な情報の提供を行います。	まちづくり課
図書の実充実	基山町立図書館において、「男女共同参画コーナー」を設け、男女共同参画に関する書籍の充実を図り、積極的な情報提供を進めます。	まちづくり課

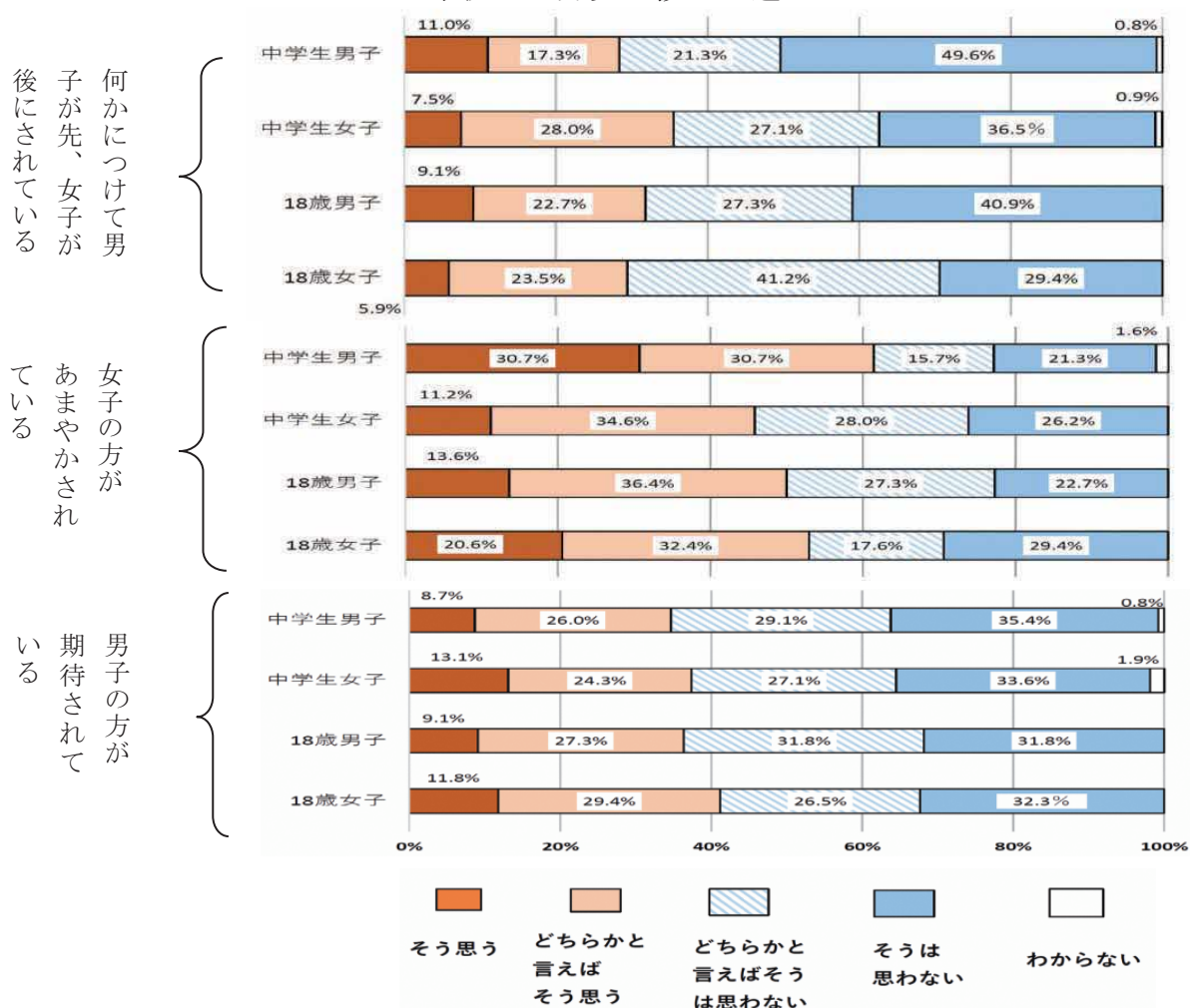
基本課題② 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

■現状と課題

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、「学校教育の場」での男女の平等感、ほかの分野と比べて大変高くなっています。「中学生及び18歳対象意識調査」によると、学校での男女の扱いの違いに関する質問では、前回調査に比べ、「何かにつけて男子が先、女子が後にされる」という具体的な活動場面における男女の意識の差はとて小さくなっており、学校教育における改善が進んでいることが伺えます。

また、「女子の方が甘やかされている」「男子の方が期待されている」と感じている男女の意識の差も小さくはあるが、前回調査に比べて同等もしくは大きくなっている年代もあります。このことより、中学生や18歳は、自分たちを取り巻く環境による男女平等は実感しているが、意識としては、まだ「男女平等ではない」という思いが根強く残っているのではないかと考えられます。

<学校での男女の扱いの違い>



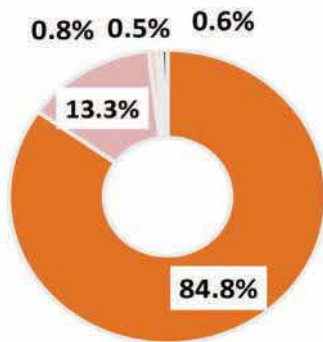
資料：「男女共同参画に関する意識調査（中学生対象）（18歳対象）」（基山町：令和2年）

また「一般対象意識調査」による「子どもの育て方」に関する質問において、経済的自立や家事能力という個人の生活能力に関しては、性別に関係なく、能力を伸ばした方がよいと考える人が90%を超えています。一方、“女は女らしく、男は男らしく育てた方がよい”と考える人が、61.7%を占めています。

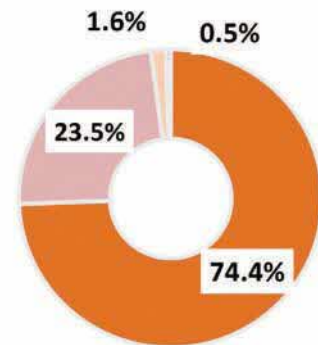
このことより、子どもを一人の自立した人間として育てたいという意識はあるものの、女の子らしく育てたい、男の子らしく育てたいという昔からの理想像が今もなお、根強く残っていることが分かります。

<子どもの育て方>

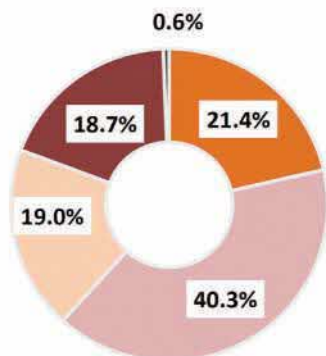
「女の子も男の子も経済的に自立するのがよい」…賛成派 98.1%



「女の子も男の子も炊事・掃除・洗濯などできるのがよい」…賛成派 97.9%



「女の子は女らしく、男の子は男らしく」…賛成派 61.7%



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

これからの社会を担う子どもたちが、社会の中で自分らしく生きていくためには、性別にかかわらず個人の個性や能力を尊重し、伸ばしていく教育が必要です。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があることが挙げられます。

今後は、学校はもとより、保育園や幼稚園など早い時期からの人権の尊重や男女の平等、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、男女共同参画の視点に立った学校教育の推進、男女双方の意識改革と理解の促進の重要性などについて、指導していく必要があります。また、教育関係者や保護者への男女共同参画に関する意識啓発を推進していくことも重要な課題となっています。

また、あらゆる世代の町民に対して、男女共同参画について学習の機会を提供し、男女共同参画の理解や意識を浸透させていく必要があります。

中学生のなりたい職業 ベスト 10 位

	女 子		男 子	
	平成 27 年	令和 2 年	平成 27 年	令和 2 年
1	保育士	保育士	公務員	スポーツ選手
2	看護師	パティシエ・料理人	会社員・銀行員	会社員・銀行員
3	美容師、理容師	看護師	スポーツ選手	公務員
4	公務員	歌手・タレント・ダンサー・ユーチューバー	建設業など	建築士・設計士
5	パティシエ・料理人	その他	警察官・刑事	警察官・刑事
6	ペット屋さん	学校の先生	自動車・機械などのエンジニア	学校の先生
7	歌手・タレントなどの芸能人	ペット屋さん	コンピューター関係の仕事	農業・林業・漁業
8	会社員・銀行員	美容師・ネイリスト	消防士・救急隊・レスキュー隊	パイロット
9	医師	公務員	パティシエ・料理人	その他
10	美容師	フライトアテンダント	学校の先生	学者・博士

資料：「男女共同参画に関する意識調査（中学生対象）」（基山町：平成 27 年・令和 2 年）

■今後の方向性

- ・学校教育及び社会教育において、男女共同参画教育を推進します。
- ・男女共同参画の視点に立った講座に積極的な参加を呼びかけます。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
学校内の慣習の見直し	固定的性別役割分担にとらわれた慣習がないか、男女共同参画の視点に立って、学校の諸活動などを再点検し、必要に応じ改善します。	教育学習課
個性に応じた進路指導	性別にとらわれず、一人ひとりが主体的に進路選択できるよう、多様な生き方を含めた進路指導の充実を図ります。	教育学習課
自立・職業意識を育む学習の充実	性別にとらわれない勤労観や職業観を育むための社会活動、職場体験活動を推進し、実体験を通じた学習を進めます。	教育学習課
保育・教育関係者の意識を高める	国、県、その他関係団体が実施する研修を積極的に活用し、男女共同参画の視点に立った教育を実践する人材を育成します。	教育学習課 こども課
保護者に対する意識啓発の推進	男女共同参画の視点に立った取り組みを学校だよりなどで発信します。	まちづくり課 教育学習課

施策の方向（２） 生涯学習における男女平等の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の能力開発の支援	女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できる力をつけるため、各種講座、研修会を案内・周知します。	総務企画課 教育学習課

基本課題③ DV等あらゆる暴力の根絶

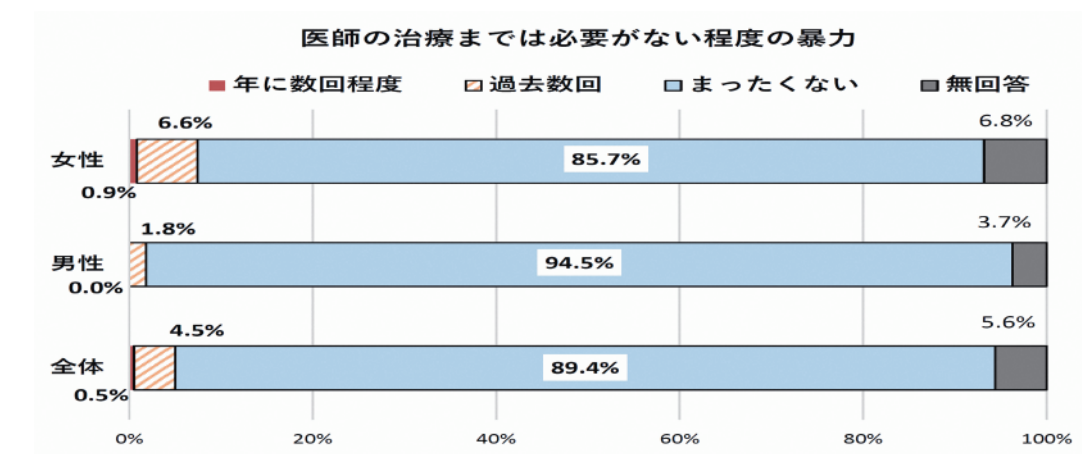
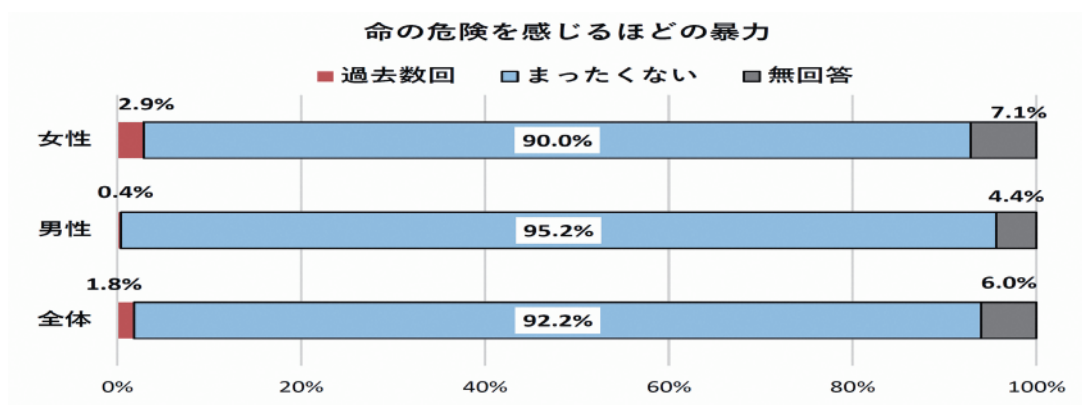
【基山町DV被害者支援基本計画】

■現状と課題

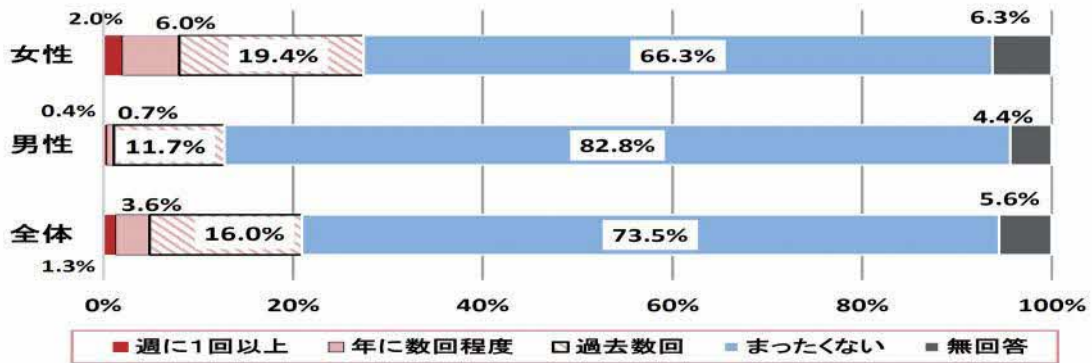
平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村においても配偶者からの暴力防止や被害者保護のための施策の実施に関する基本計画を策定することが努力義務とされました。平成26年6月の法改正では、配偶者のほか生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。

基山町においても、配偶者及びパートナーからの暴力等の防止及び被害者への支援を推進するため、この基本計画に基づき総合的かつ計画的に被害者支援の充実、強化を図ります。

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、配偶者やパートナーからの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）については“まったくない”と答えた割合が高い一方で、暴力の被害を受けた被害者はいずれも女性のほうが割合が高くなっていますが、男性の被害者もいることが分かりました。

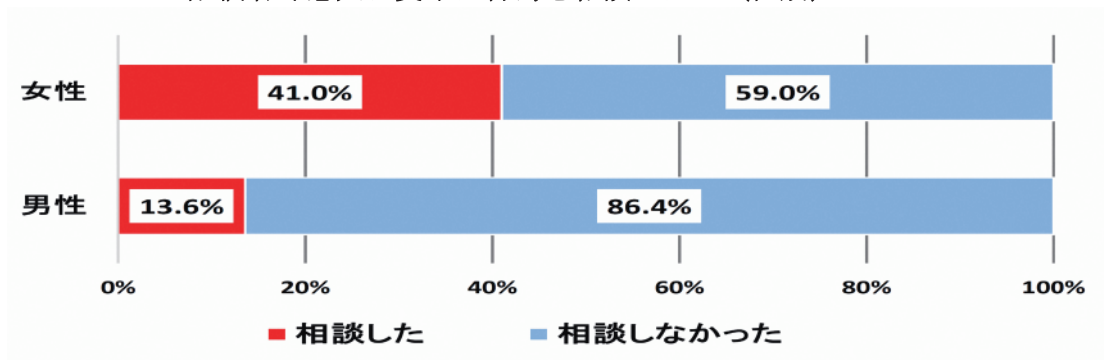


大声でどなられたり、威圧的な物言いをされた



しかし、DV 行為を受けた際に、“相談しなかった（できなかった）”人は全体で60%近くに上り、男性では殆ど相談していませんでした。暴力を受けると被害者は自尊心が低くなり、「自分が悪いので被害を受けた」「人に知られると恥」などと思い込んで、結局は人に言えずに抱え込むという心理的特徴があります。

配偶者や恋人に受けた行為を相談したか（性別）



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

DV 被害に対しては、警察、県立男女共同参画センター（アバンセ）、県婦人相談所、DV 相談ナビ、福祉事務所などに相談窓口が設置されており、本町としても、関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ってきました。しかし、調査結果を見ると、DV の被害の相談先としては、「友人・知人」や「家族や親戚」が多いのが現状です。相談しなかった理由として、「どこ（だれ）に相談してよいかわからなかったから」（10.0%）との回答がより少なくなるように、公的相談窓口の存在をさらに周知し、DV 被害の潜在化を防ぐ取り組みを進める必要があるといえます。

また、情報通信技術（ICT）の進化や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等インターネットを利用した性犯罪などにも対応が求められます。暴力は加害者がストレスや生活不安を抱えて暴力に至る身体的なもの、生活費を渡さないなどの経済的なものもあります。

また、新型コロナウイルス感染症に伴い自宅で過ごす時間が長くなったことも要因となり、内閣府の調査で2020年度のDVの相談件数が過去最高となっていることが分かりました。家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加傾向にあり、被害者が安心して相談できるよう、さらなる支援体制の充実が必要です。

近年、若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー行為）も問題となっています。これらの問題に直面した際に、相談できる機関が県内にあることを周知するために、啓発活動を一層進めていく必要があります。

暴力は犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、暴力行為の防止と、早期に発見するために正しい知識を啓発していくとともに、相談窓口の周知徹底を図る必要があります。DV被害者の自立に際し、物心両面からの継続した支援が必要です。

■今後の方向性

- ・暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持つよう啓発します。
- ・暴力の被害にあった人や、周りの人が相談できるよう相談窓口を周知します。

■行政の取り組み

施策の方向（1） 暴力防止にむけた啓発の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
暴力防止に向けた意識啓発	「性犯罪」「性暴力」「配偶者等からの暴力」「ストーカー行為」「職場等におけるハラスメント」は犯罪となる行為をも含むという認識を深めるため、広報誌やホームページ等を利用した啓発活動を展開します。 また、県、近隣市町、関係団体等で行われている研修会、学習会等を積極的に活用・周知し、研修の機会を提供します。	まちづくり課 福祉課 健康増進課
関係課職員のDVに対する理解の促進	DV問題に対する理解を深め、迅速・的確な対応を図るため職員研修会を実施し、DVに関する理解促進を図ります。	総務企画課
セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発の実施	広報誌やホームページ・SNS等を活用して、セクシャル・ハラスメントのない職場づくりを呼びかけます。 また、事業所におけるセクシャル・ハラスメント防止に向けて、情報提供や啓発に努めます。	総務企画課 まちづくり課 産業振興課

施策の方向（２） DV等早期発見にむけた関係機関との連携強化

具体的施策	施策の内容	担当課
相談窓口の周知徹底	女性相談専門窓口等の各種関係機関の相談窓口について、相談内容や開催日等を一人でも多くの人の目に触れるように、広報誌・ホームページ・SNS等に掲載し、周知徹底を図ります。	総務企画課 福祉課
通報体制の整備	DV被害を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	福祉課 健康増進課 教育学習課
庁舎内の連携強化 「佐賀県 DV 被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用	被害者に関係のある部署の連携を強化するため、連絡会議を設置し、情報交換や被害者への対応、二次被害の防止等に努めます。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化を図ります。	総務企画課、住民課、 福祉課、健康増進課 こども課 教育学習課 まちづくり課
被害者の緊急・一時的保護体制の整備	被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関と連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。 また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護施設までの同行支援ができるような体制の整備を図ります。	福祉課 健康増進課
DV被害者の個人情報保護の徹底	被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。	関係各課

施策の方向（３） 被害者への支援体制の整備

具体的施策	施策の内容	担当課
自立を支援する環境整備、生活支援	生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度など、被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。	健康増進課 福祉課
県の配偶者暴力相談支援センター等との連携	被害者の緊急保護が必要なときは、一時保護が行われるまでの間に、かくまうための適当な避難場所の確保に努めます。また、被害者の緊急保護などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれが高い場合には、警察と連携して対応するなどの体制の整備を推進します。	福祉課 健康増進課

住民基本台帳の閲覧制限	DV 加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。	住民課
自立のための心のケアの充実	心のケアが必要な被害者に対しては、町、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。	福祉課 健康増進課
多様な被害者への対応	被害者が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等を理由に、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。	福祉課 まちづくり課

基本課題④ 子ども・高齢者の虐待の根絶

【基山町DV被害者支援基本計画】

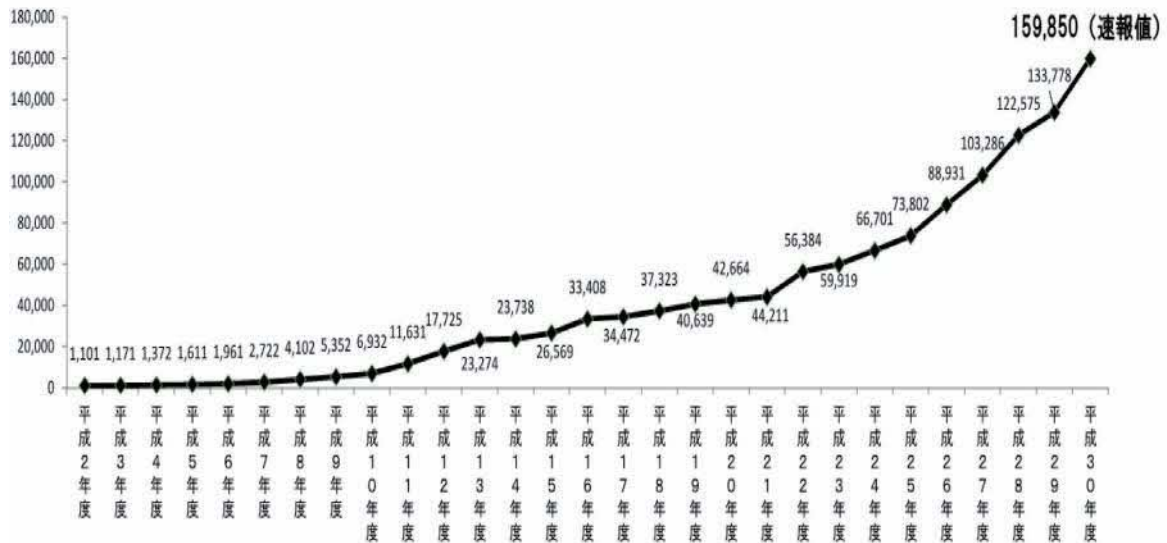
■現状と課題

児童虐待相談件数は、全国、県内ともに右肩上がりの状況です。増加している一因として、虐待に対する認知が広がり、虐待通報がなされる状況があるとも考えられますが、一方で死亡事件につながるような深刻な虐待（ネグレクト、体罰等）が多発しているのも事実です。どちらかの親が子どもの前で、配偶者に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする面前 DV が増加傾向にあり、被害者と同居する子どもに対する精神的・心理的支援も必要です。DV がある家庭では児童虐待も起きている事例が多いことが明らかになっています。近年の子育てや介護をめぐる大きな環境の変化の中で、死亡事件につながるような深刻な児童虐待が多発し、在宅における高齢者虐待についても実態が明らかになってきています。

親の被虐待体験や社会的孤立、社会的未熟、養育能力不足、発達障害や知的障害等障害をもっている子どもへの間違った認知が複雑に絡み合って、児童虐待の原因となっています。

子どもたち自身が、直接、虐待・暴力の被害を受けていることもあれば、保護者（母親など）への暴力を目撃して深く傷ついたり、「暴力をやめさせることができない」などと、自分を責めるようになることもあります。子どもたちへの精神的・心理的影響は大きなものですが、幼ければ幼いほど言葉で訴えることは難しく、また暴力をふるっているのが自分の親ですから、そのことを誰かに話すのはさらに困難になります。虐待の早期発見と介入、防止は、子どもの安全な生活のためにも重要です。

<全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数>



資料：厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数」2019年8月報道発表資料

高齢者への虐待問題は、児童虐待と比べてメディアでの報道はそう多くありませんが、潜在的なケースはかなりの件数に上ると推察されています。その背景には、養護者である子および孫などの家族と同居している高齢者が多く、虐待する側もされる側も虐待の事実を隠す傾向が強いことが原因となっています。高齢の配偶者に対する虐待も少なくありません。

養護者による高齢者への虐待は、背景にDVがある（あった）可能性が高く、一つの家庭内に複数の暴力が存在するケースが少なくありません。

潜在化しやすい高齢者虐待を早期発見・支援するためには婦人・児童・高齢者の問題に従事する機関の柔軟かつ横断的な連携と地域での声かけや見守り、仲間づくりが必要です。

■今後の方向性

- ・しつけのつもりであっても、子どもに著しい害（傷害）を及ぼすものであれば虐待であり、重大な権利侵害であるという認識を持つよう啓発します。
- ・寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭や一人暮らしの高齢者へきめ細かい支援を行います。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 児童の虐待防止に向けて

具体的施策	施策の内容	担当課
養育支援を必要とする家庭の早期発見	妊娠、出産、育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行うため、母子手帳の交付に際し、保健師等の専門職が直接対応します。 また、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問を併せて実施します。	健康増進課
児童虐待の早期発見と通告先の周知	児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したら、すぐに町や児童相談所、民生委員・児童委員を介して町等に通告しなければならない義務があることを広報等で周知し、児童虐待の早期発見に務めます。	健康増進課
虐待防止ネットワークづくりの強化	要保護児童対策地域協議会・児童相談所との連携強化により、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を行います。	健康増進課
子どもの人権についての啓発の充実	子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、子どもの人権啓発を学校、人権擁護委員などと連携して推進します。	教育学習課 総務企画課
子育て教室の開催	子育てに関する知識、技能の向上と子育て中の親同士の交流促進のため「ぽっぽの会」等を開催し、その充実を図ります。	健康増進課
子育て世代包括支援センター事業	母子保健や育児、子育てに関する様々な悩みに保健師等が専門的な見地から円滑に対応し、子育てに関する不安や子育てに困難を抱く親への相談対応等を行います。	健康増進課
妊産婦・乳幼児等の虐待被害者の健康づくりに関する支援	妊産婦・乳幼児等の虐待被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、支援します。	健康増進課
子どもの就学・保育等の受入体制の整備	転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入態勢の整備を推進します。 また、被害者の転出先や居住地の情報を適切に管理する体制整備を推進します。	教育学習課 福祉課 こども課 健康増進課
接近禁止命令への対応	被害者が子どもへの接近禁止命令の発令を申し出た場合、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。	教育学習課 福祉課 こども課 健康増進課

施策の方向（２） 高齢者の虐待防止に向けて

具体的施策	施策の内容	担当課
養護支援を必要とする家庭の早期発見	養護支援を特に必要とする家庭の早期発見と必要な支援を適切に行うため、基山地区地域包括支援センターと連携を図り、養護支援訪問を併せて実施します。	福祉課
高齢者見守りネットワーク事業	地域や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体と連携を図り、地域ぐるみで高齢者の見守りを強化します。	福祉課
高齢者虐待の早期発見と通告先の周知	虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら、すぐに町や基山地区地域包括支援センターに通報するよう努めなければならないことを広報等で周知し、高齢者虐待の早期発見に努めます。	福祉課

どんなことが虐待にあたるのでしょうか？

身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為、又は外部と接触させないような行為

たとえば

- ・たたく、つねる、殴る、蹴る
- ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与える

心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為

たとえば

- ・子供扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口をいう

性的虐待

本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為

たとえば

- ・排泄の失敗の罰として下半身を裸にして放置するなど

介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話をしている家族が、介護や世話を放棄するような行為

たとえば

- ・食事や水分を与えない
- ・劣悪な住環境の中に放置し生活させるなど

経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

たとえば

- ・必要な金銭を渡さない
- ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使うなど



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

☆虐待は身体的な暴力だけでなく、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことです。また、上記のうちの一つが単発で起こる場合や、複数の種類の虐待が同時に発生していることがあります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画を促進する社会づくり

【基山町女性活躍推進計画】

基本課題⑤ 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

■現状と課題

本町では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合について、平成 27 年度には 67.8%であったものの、令和 2 年度には 74.6%となっており、町民の意識が確実に高まっていることが見て取れます。

女性の活躍が進むことにより、女性だけではなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。男女共同参画社会の実現のためには、引き続き、様々な分野における女性の活躍を進めていくことが必要です。

しかしながら、女性が出産や育児を経験した後に、多様な働き方を選択できず、賃金・待遇・管理職への登用等、女性を取り巻く就業の課題が依然として存在しています。

また、固定的な役割分担意識を背景に、家事や育児等の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり、その結果、女性が働く場において活躍することが困難になっている場合があります。これまで、男性は家事・育児・介護等への参画が十分では無かった点を踏まえ、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画が、女性活躍を進めるための大きな鍵と考えられます。

就業は生活の経済基盤であるとともに、自己実現につながるものであり、このような現状を踏まえ、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進、年次有給休暇取得率の向上など、関係する様々な取り組みが必要です。

令和元年 5 月「女性活躍・ハラスメント規制法」が成立しました。法律には、パワハラやセクハラ、妊娠出産を巡るマタニティハラスメントに関し「行ってはならない」と明記するとともに、パワハラの要件を設け、事業主に相談体制の整備など防止対策を取るよう初めて義務付けました。全国的に職場のいじめ・嫌がらせに関する相談は増加傾向にあったことから、パワハラを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動」と定義し、「社員のパワハラを禁止するよう就業規則に盛り込む」、「社外の労働者等からセクハラを受けた場合や社外の労働者にセクハラを行った場合の対応の明確化」、「相談者のプライバシー保護の徹底」措置内容も求められます。

■今後の方向性

- ・男女がともに仕事と家庭を両立するために固定的な役割分担を解消するよう啓発します。
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 女性が活躍しやすい社会に向けた男性の意識改革

具体的施策	施策の内容	担当課
固定的性別役割分担意識の解消の促進	社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の解消につながるような講座を開催し、世代や性別を越えた意識改革を図ります。また、町の広報紙、ホームページ、公式アプリ、SNS やパンフレット等を活用し、家事・育児などでの固定的な性別役割分担意識の見直しにむけた啓発を促進します。	まちづくり課
男性の家事・子育て・介護等への参画促進	家事や子育て、介護における情報や支援制度を周知します。男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や学習会を開催し、男性の家事・育児等への参画促進を図っていきます。	まちづくり課

施策の方向（２） 女性のスキルアップおよび再チャレンジ支援

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画推進町民団体の育成・支援	男女共同参画社会を推進するため、町民団体等の育成・支援を行います。	まちづくり課
積極的に参画できる環境	固定的な性別役割分担意識や慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女の相互理解のもと、それぞれの個性を發揮しながら、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指せるよう啓発に努め、女性自ら積極的に参画できる環境づくりに努めます。	まちづくり課
女性の就労・能力開発のための支援	女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。無料職業紹介所において、就労の支援を行います。また出産や育児などで、離職した方が安心して再就職できるように情報を提供します。また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。	まちづくり課 総務企画課 産業振興課

女性起業家に対する支援	性別に関わらず、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。	産業振興課
-------------	-------------------------------------------------	-------

基本課題⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

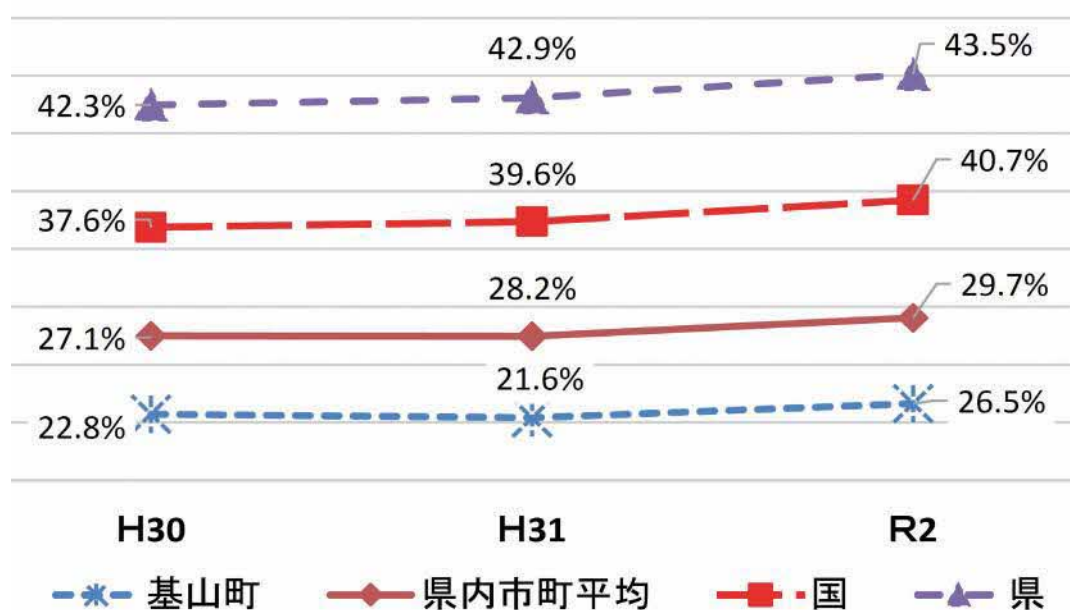
■現状と課題

地域社会を代表する立場である、町議会議員、行政の各種審議会委員、地域団体の代表者は、女性の割合が少なく、方針決定の過程への女性の活躍は十分とはいえない状況にあります。

女性は基山町の人口の半数以上を占めています。令和2年10月31日現在、女性は9,113人、男性は8,295人となっています。また、65歳以上でみると、女性は2,926人、男性は2,437人となっています。また、65歳未満では、女性は6,187人、男性は5,858人となっています。

本町における審議会等への女性委員の参画状況は、令和2年で26.5%となっており、佐賀県内市町村平均、県、国と比べると低い状態となっています。

<審議会等における女性委員の参画状況の推移>



働く場面においては、性別に関係なく全ての人が、働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行ではなく多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を得ることがますます重要となっています。

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」では、行政の政策方針を決定する場に女性参画の推進を希望する人の割合が24.4%となっており、女性がそうした場に参画しやすい環境を整え、様々な意見を反映した方針決定が行われるようにします。

■今後の方向性

- ・町の行事や町政等へ積極的に参加、参画いただけるよう啓発します。
- ・女性社員・職員の管理職、代表者、役員への登用が進むよう啓発します。

■行政の取り組み

施策の方向（1） 町の審議会等への女性の参画促進

具体的施策	施策の内容	担当課
審議会委員の登用率の向上	女性委員のいない審議会・委員会等を解消するために委員改選時に女性参画を促進し、積極的な登用に努めます。県が作成した「審議会等への女性の参画促進に関する指針」（平成29年3月）等を活用することで情報の共有化を図ります。	まちづくり課 関係各課

施策の方向（2） 各種計画策定時の積極的な町民の意見反映

具体的施策	施策の内容	担当課
懇談会やパブリックコメント等の実施、参加しやすい開催時間の設定	各種計画策定時には懇談会やパブリックコメント等を実施するとともに、懇談会などの開催時間を平日夜間や土・日曜日など働く男女が参加しやすい時間帯に設定するようにし、多くの町民の意見を反映していきます。	関係各課

施策の方向（3） 管理・監督者への女性の参画促進

具体的施策	施策の内容	担当課
事業所での女性登用の啓発	意欲と能力のある女性社員の管理・監督者への登用促進のため、チラシを配布するなど啓発等を実施します。	まちづくり課
町女性職員の登用推進	意欲と能力のある町女性職員の管理・監督者への登用を推進します。	総務企画課
職員の研修等への参加促進	職員の政策・方針決定への参画を促進するため、能力開発を支援する研修等への参加を促進します。	総務企画課

施策の方向（4） 団体等での経営・方針決定過程への女性の参画促進

具体的施策	施策の内容	担当課
農林業及び商工業など自営業における女性参画の推進	女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワーメントを目的とした学習会を開催し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努めます。	産業振興課
地域への女性参画の促進	自治会長、町民活動団体、各種団体の委員や役員などは男性に偏りがちであることから、団体等の経営・方針決定過程へ女性の参画を促進します。	総務企画課 まちづくり課

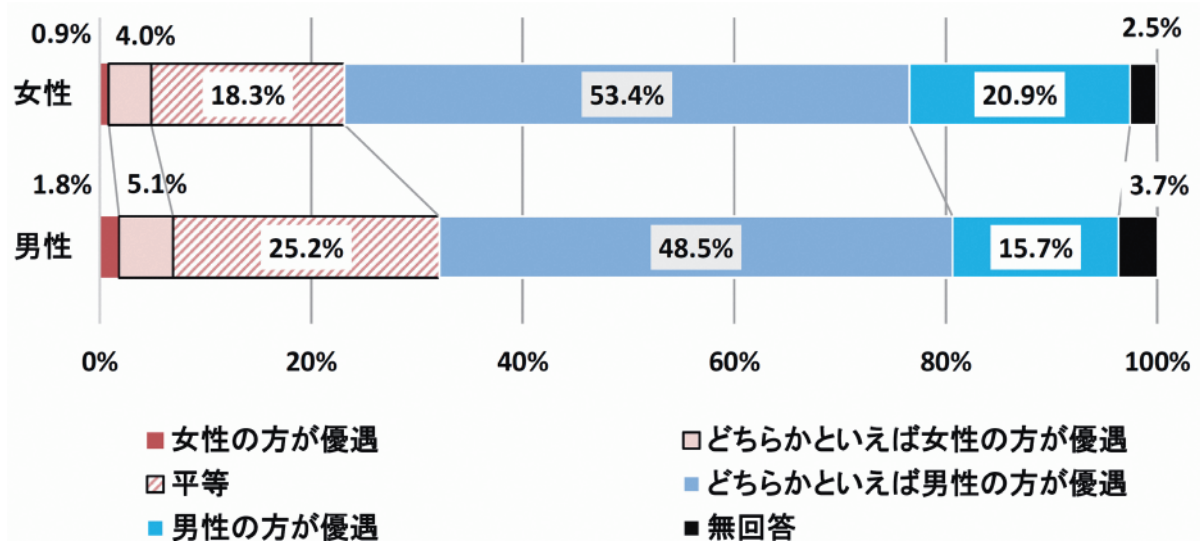
基本課題⑦ 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

■現状と課題

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、職場において男女の地位が不平等であると感じている人は、男女ともに半数以上にのぼっています。「男性の方が優遇」「どちらかといえば男性の方が優遇」と答えた「男性優遇派」は、女性は約74%、男性は約64%となっており、男女の意識の差が存在します。また、差別を感じたことでは、職場での男女格差について「賃金に格差がある」「昇進における差別がある」との意見が多数ありました。

また、「重責の仕事は男性に任せると上司が決める」「女性は男性の補助的な業務しかできない」、地域では、「育児・家事・掃除は女性がするもの」「女性の意見と男性の意見では男性の方が尊重される」「子どもの体調が悪いときは母親が休むと思われる」、といったような固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが大きな障壁になっており、固定観念を生じさせない男女双方の意識改革が必要です。

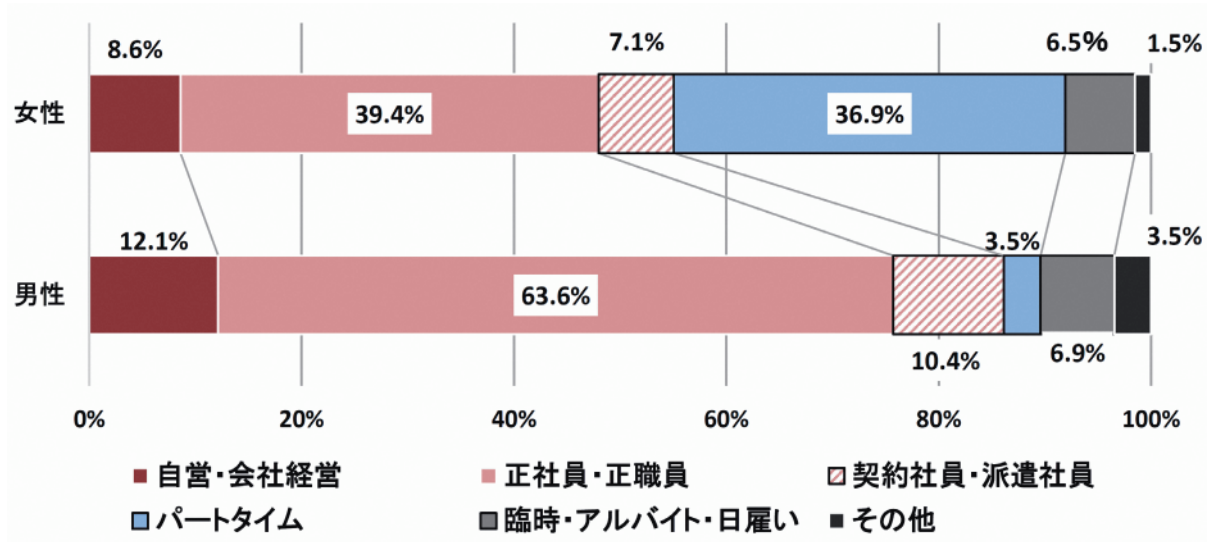
<職場での地位の平等感>



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

また、同調査により、就労している男性の割合は女性を上回っており、なかでも「正社員・正職員」の割合については、男性が女性の約1.6倍近くとなっており、逆に「パートタイマー」の割合については女性が男性の約11倍近くとなっていることから、就労状況に大きな男女差が生じていることがわかります。

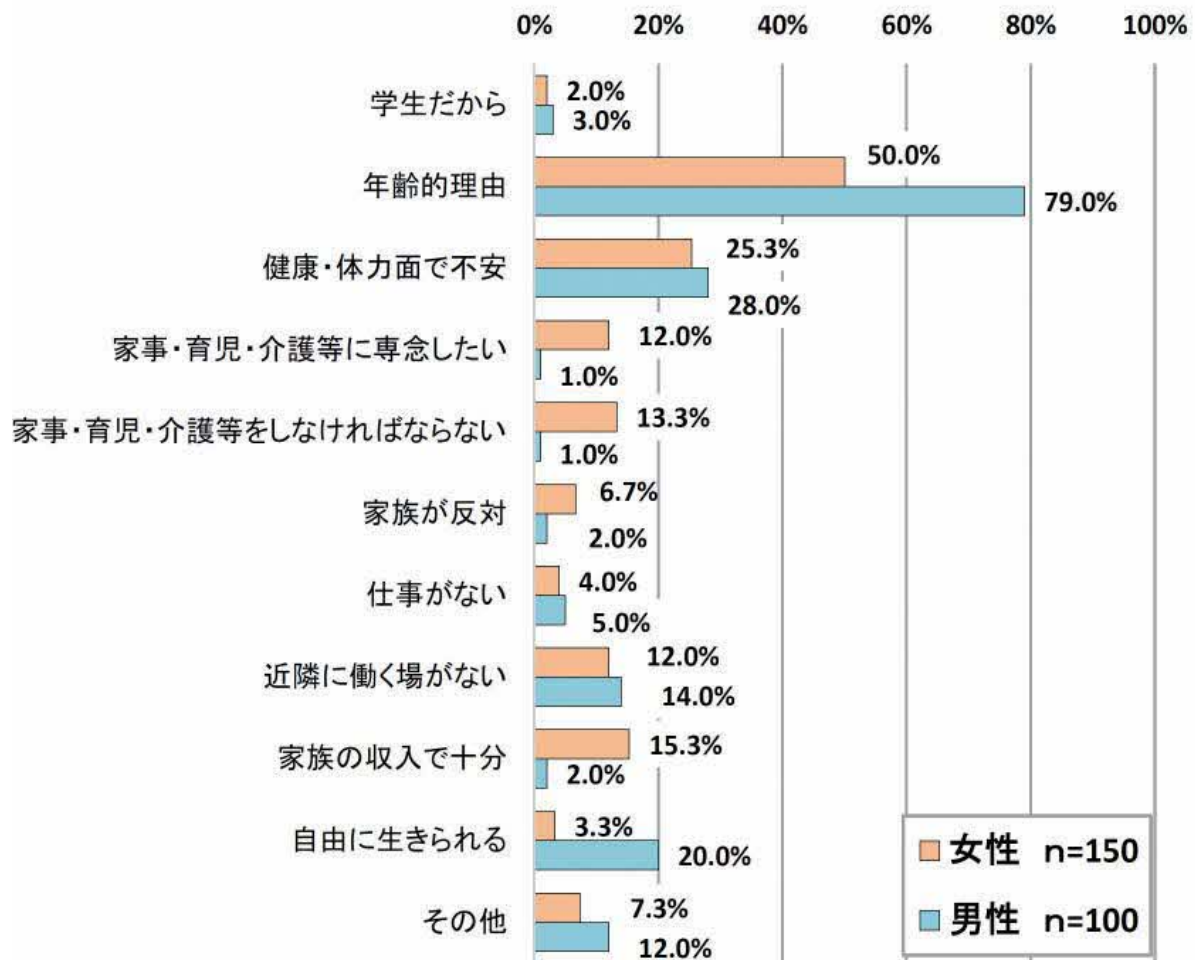
<就業形態>



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

さらに、就労していない人が仕事をしていない理由をみると、男女を比べた時は、女性の特徴として家事や育児、介護の負担が大きいことを挙げる女性が多く、「女性は家庭」という性別役割分担意識が就労の阻害要因として影響していることがうかがえます。

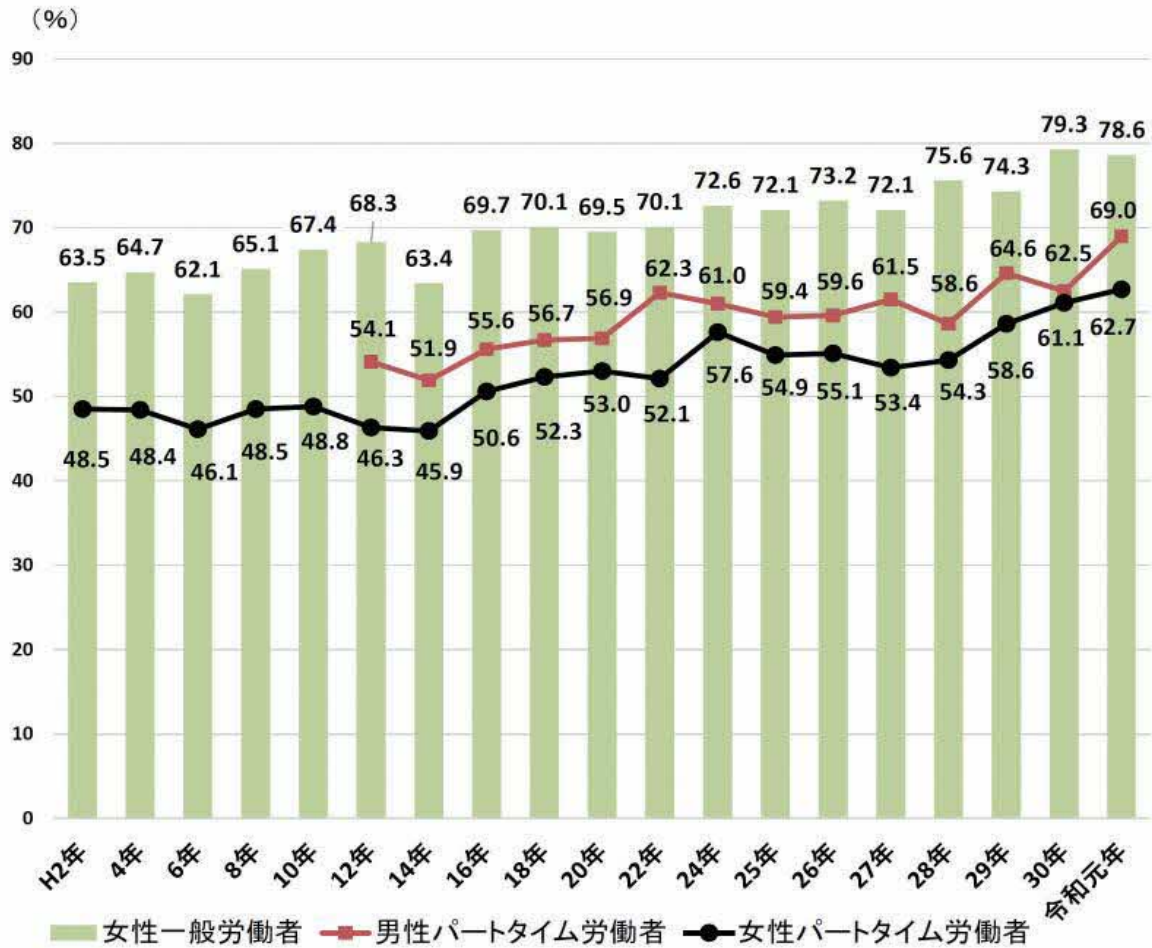
＜職業についていない理由＞



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

また、国の統計調査によると、所定内給与を1時間当たりの額で比較すると男女間の賃金格差は、ゆるやかに縮小傾向にあります。パートタイム労働者は一般労働者の7割以下となっています。

＜時間当たり所定内賃金格差（男性一般労働者＝100）とした場合＞

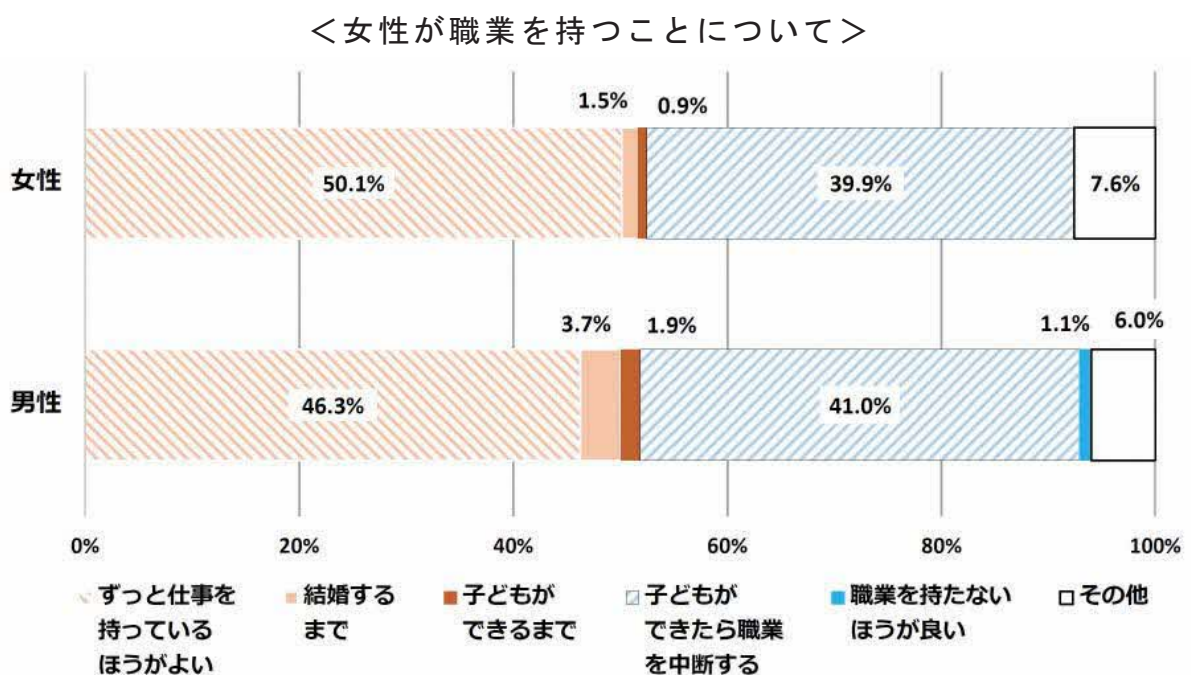


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※「賃金構造基本統計調査」の調査項目は、主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、就業形態、職種、性、学歴、勤続年数、経験年数別等となっている。

資料：佐賀労働局雇用環境・均等室 佐賀県データ 「時間当たり所定内賃金格差（男性一般労働者＝100とした場合）」

女性が職業を持つことに対する意識をたずねると、一般調査の前回調査では「子どもができたらいったん職業を中断するのがよい」と考える人が5割を超えていたものの、今回調査では、「ずっと仕事を持っているほうがよい」と考える人が約5割となっており、全国的には「ずっと仕事を持っているほうがよい」と考える人が6割を超えています。こうした結果は、女性が職業を持ち続けることに賛同する考え方が、男性も含めて、より一般的になったことによるものではないかと考えられます。なお、「中学生対象意識調査」においては、「子どもができたら職業を中断するのがよい」(41.6%)、「子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと仕事を続けるほうがよい」(29.4%)、「ずっと仕事を持っているほうがよい」(11.8%)となっています。

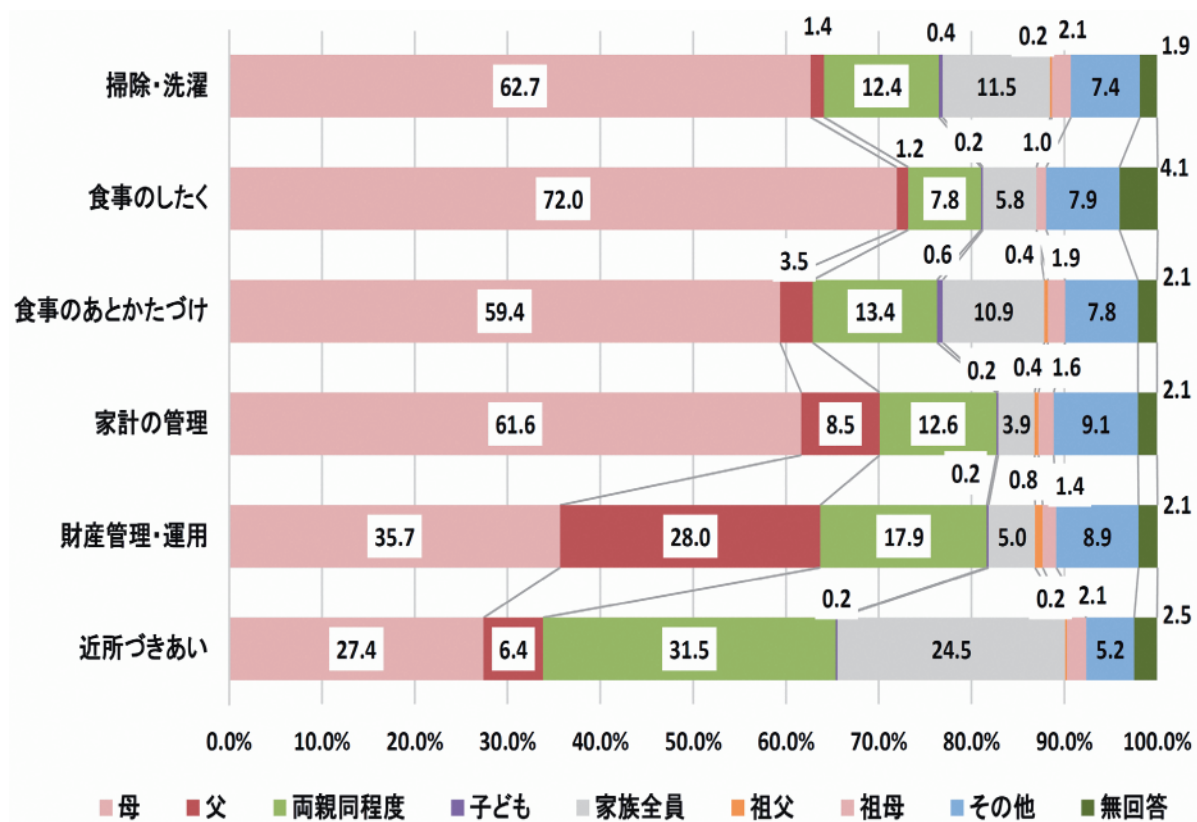


資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

女性労働者が性により差別されることなく、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、また、多様な生き方に応じた適切な労働条件が確保される環境づくりを事業者へ働きかけることが必要です。

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、家庭での役割分担において妻・母が担う役割の高い項目は“食事のしたく（72.0%）”“掃除・洗濯（62.7%）”“家計の管理（61.6%）”“食事のあとかたづけ（59.4%）”となっており、女性が家庭生活の大部分を担っている現状がうかがえます。

＜家庭内における仕事の役割分担＞



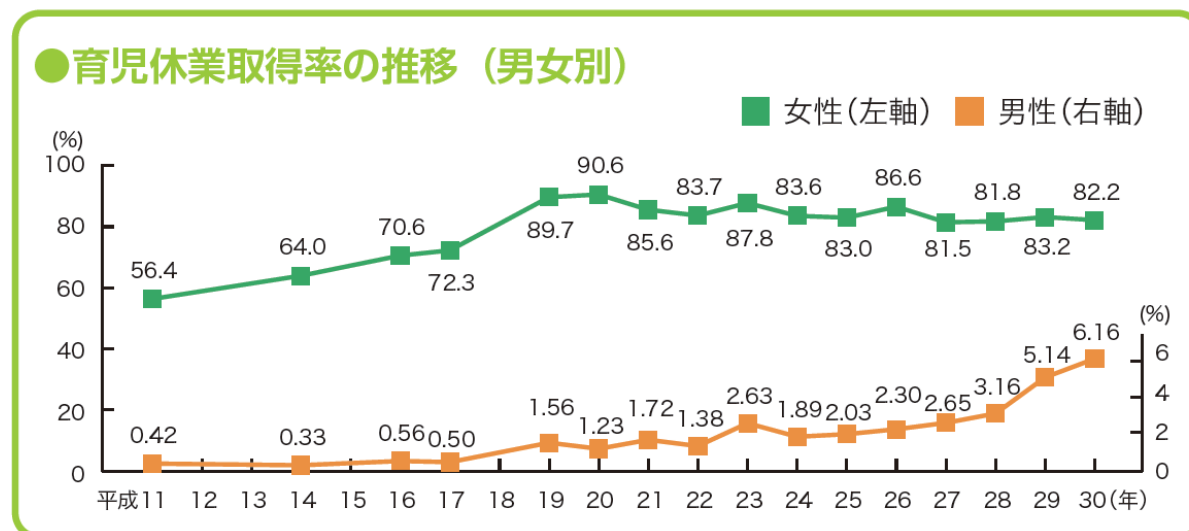
資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが必要です。

なかでも、家庭における環境づくりが重要であり、女性も男性もともに家族としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが必要となっています。特に男性については、これまでの職場中心の意識やライフスタイル（生活様式）から職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援が求められています。そのため、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、男性の家庭生活への参画を促進することも必要です。

暮らしやすく活力ある地域社会をつくるためには、様々な年代の男女が地域活動に積極的に参加することが必要です。

平成30年の国の調査によると男性の育児休業取得率は6.16%となっており、一方、女性の育児休業取得率は82.2%となっています。



【備考】

1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、平成17年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。
2. 数値は、調査前年度1年間（平成23年度以降調査においては、調査開始前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間）に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の者を含む。）の割合。
3. 平成23年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

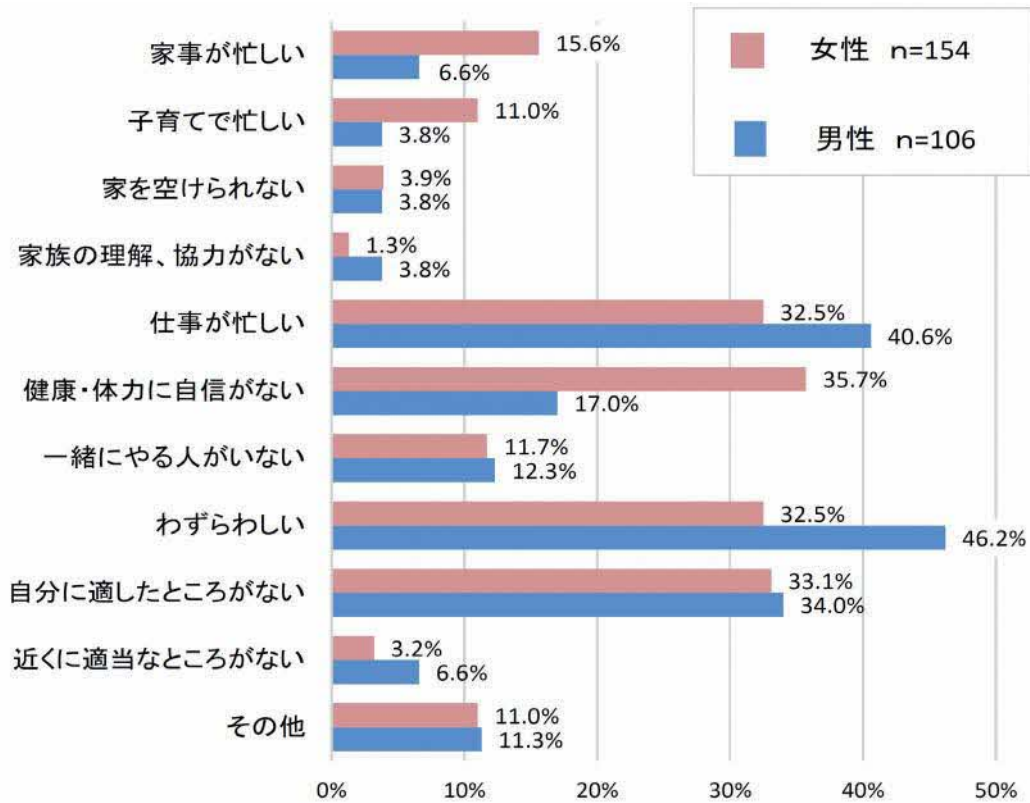
資料：内閣府男女共同参画局 「ひとりひとりが幸せな社会のために」 令和2年度版

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件の答えには、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(52.2%)、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」(43.9%)、「育児休業・介護休業の取得が、給与や職場の地位に不利益とならないようにすること」(38.8%)の割合が高く、仕事と家庭の両立にむけて男女共同参画を啓発していくことや労働環境を整備することが大切です。

子どもが病気の時でも仕事を休むことができない親が多く、そのことが、出産・子育てを機に仕事の中断を余儀なくされていることを示しています。町では病後児保育を行う施設を整備し、延長保育の実施、長時間労働など働き方そのものを見直すことが重要です。

令和2年度に実施した「一般対象意識調査」によると、地域活動への参加が全くない人の割合は4割弱で、何らかの活動に参加している人が多いということがわかります。しかし、参加していない人の理由を聞くと、仕事で時間がとれない人が多く、特に女性では家庭内の役割を果たすために参加できないという人もいることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の必要性がうかがえます。

＜地域社会活動へ参加していない理由＞



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

また、「地域活動・社会活動の場」において「女性の方が優遇されている」（女性優遇派）と回答した人は 6.7%なのに対して、「男性の方が優遇されている」（男性優遇派）と回答した人は 48.1%と女性優遇派を大きく上回り、男女平等であると認識する人は少ない状況です。

今後は、女性が男性とともに地域活動において方針決定に参画できるよう、啓発を実施していくとともに、男女がともに地域活動に参加しやすい環境づくりを行う必要があります。

■今後の方向性

- ・子育てや介護などを支援するサービスについて理解を深めていただけるよう啓発します。
- ・男女ともに社会活動・地域活動の参加ができるように男性の家庭生活への参画が進むよう啓発します。
- ・事業所へ仕事と家庭が両立できる環境を整えていただくよう啓発します。

■行政の取り組み

施策の方向（１） 事業所・農業・自営業における男女共同参画及び労働条件改善の啓発、就労環境の支援

具体的施策	施策の内容	担当課
男女雇用機会均等法などについての周知	事業所、労働者に対して、広報誌、ホームページ、SNS等で、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍・ハラスメント規制法・パワハラ防止法、ワーク・ライフ・バランス等についての、周知に努めます。	まちづくり課
女性の労働条件改善の啓発	広報誌、ホームページ、SNS等で、女性の労働条件改善に関する情報を提供し、周知に努めます。	総務企画課 まちづくり課
子育て支援サービスの充実	多様なライフスタイルに対応するため、「第2期基山町子ども・子育て支援事業計画」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども課
ひとり親家庭の自立支援の充実	ひとり親家庭に対し、積極的に相談に応じ、関係機関を紹介し自立支援を行います。	健康増進課

施策の方向（２） 家庭や地域における男女共同参画意識の醸成

具体的施策	施策の内容	担当課
家庭における男女共同参画意識浸透のための啓発活動の充実	広報誌、ホームページ、SNS等で男女ともに家庭、職場、地域のそれぞれにおいて責任を果たすことが重要であるという意識啓発の情報を提供します。	まちづくり課
職場における暴力の根絶	広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を行います。また、対応策や相談窓口についての情報提供などに努めます。	まちづくり課 福祉課 総務企画課
男性のための料理教室の開催	男性の家事能力の向上を目的として、食生活改善推進協議会による「男性の料理教室」を開催します。	健康増進課
女性の能力開発の支援	女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できる力をつけるため、各種講座、研修会を案内・周知します。（再掲）	総務企画課 まちづくり課
女性が参画しやすい環境づくり	自治会やPTA、ボランティア団体等に対して、それぞれの団体の運営に係る意思決定について、女性が参画しやすい環境づくりのための研修会の案内等、啓発活動を行います。	総務企画課 まちづくり課

多様なライフスタイルを尊重する意識づくり	一人ひとりが自分にあった働き方を選択でき、男女がそれぞれに家庭、仕事、地域において調和のとれた活動ができるように、広報誌、ホームページ等で定期的な啓発に努めます。	総務企画課 まちづくり課
子育て支援サービスの充実	多様なライフスタイルに対応するため、「第2期基山町子ども・子育て支援事業計画」等に基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。(再掲)	こども課
ひとり親家庭の自立支援の充実	ひとり親家庭に対し、積極的に相談に応じ、関係機関を紹介し自立支援を行います。(再掲)	健康増進課
子育て教室の開催	子育てに関する知識、技能の向上と子育て中の親同士の交流促進のため「ぼっぼの会」等を開催し、その充実を図ります。(再掲)	健康増進課
子育てに関する相談体制の充実	乳幼児健診、各種子育て教室時に母子保健コーディネーターや子育てコーディネーターを配置し、気軽に相談を受ける体制を整えます。	健康増進課

施策の方向（3） 男女が家族の役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができる環境整備

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の能力開発の支援	女性が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できる力をつけるため、各種講座、研修会を案内・周知します。(再掲)	総務企画課 まちづくり課
女性が参画しやすい環境づくり	自治会やPTA、ボランティア団体等に対して、それぞれの団体の運営に係る意思決定について、女性が参画しやすい環境づくりのための研修会の案内等、啓発活動を行います。	総務企画課 まちづくり課
多様なライフスタイルを尊重する意識づくり	一人ひとりが自分にあった働き方を選択でき、男女がそれぞれに家庭、仕事、地域において調和のとれた活動ができるように、広報誌、ホームページ等で定期的な啓発に努めます。(再掲)	総務企画課 まちづくり課

基本目標Ⅲ だれもが安心・安全に暮らすことができる社会づくり

基本課題⑧ 生涯を通じた男女の健康支援

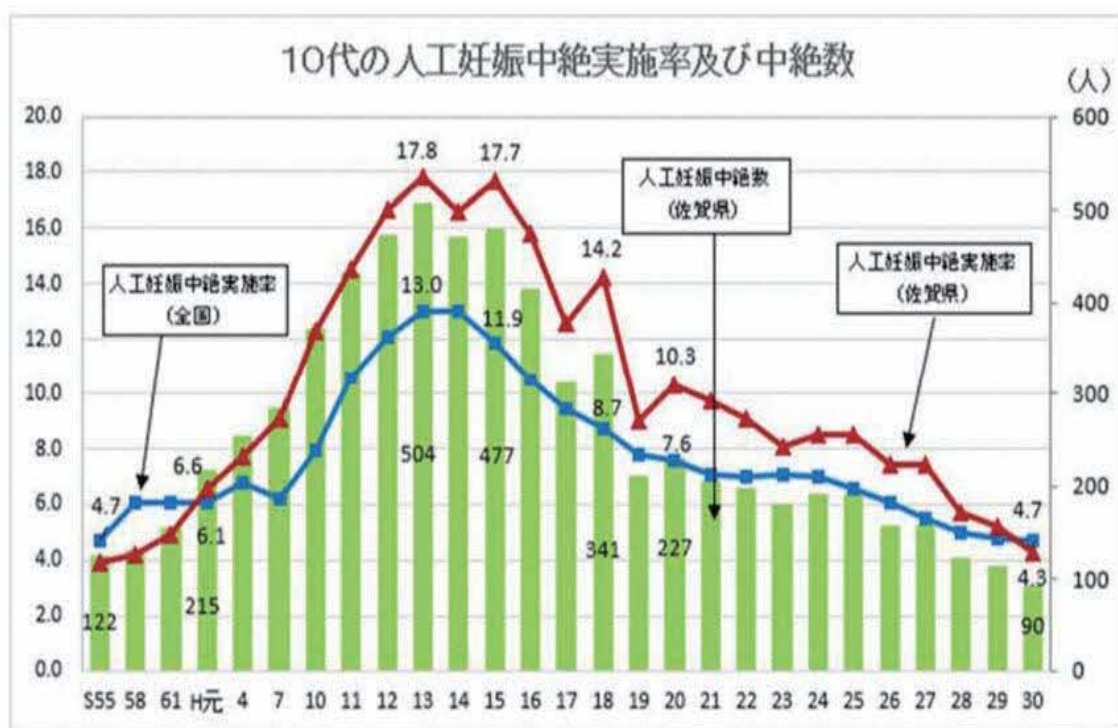
■現状と課題

男女がその個性と能力を十分発揮し、さまざまな分野に参画していくためには、心身ともに健康であることが前提となります。

現在、女性をめぐる健康の問題として、性行動の低年齢化に伴う望まない妊娠や性感染症の増加、育児・介護における女性への過重の負担、仕事と家庭の両立が困難な労働環境など女性の心身にわたる健康の阻害が挙げられます。

佐賀県の10代の人工妊娠中絶率は、全国と比較して高い状況が続いています。青少年の性行動が低年齢化している状況を踏まえ、“リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）”の概念の普及・啓発を行うことが必要です。

子どものころや体の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。望まない妊娠を予防するために、正しい性に関する知識の普及・啓発が必要です。



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

また、本町では、町民一人ひとりが主体的に、健康づくりに取り組みやすい環境を整備し、町内全域に健康づくりの推進を図ることを目的として、「基山町健康増進計画」を平成31年3月に策定し取り組みを進めています。今後も、町民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた男女の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のこころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

特に女性は、妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、女性の就業率の高まりを踏まえ、女性の労働者の健康支援を強化することが大切です。男性についても特有の疾病にかかる危険性があることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めるとともに、各種がん検診などの受診勧奨を行うことが大切です。また、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことができるよう、身体や性に関する正しい知識の普及・啓発を進めることが求められます。

新型コロナウイルス感染症等に対して不安を抱える妊産婦が、安心して出産や育児ができるよう、保健師等による寄り添った支援を行うことが求められています。

■今後の方向性

- ・ 町民の健康づくりを推進するため健康診断受診の啓発を行います。
- ・ 男女の性と健康を理解し、お互いを尊重する教育を推進します。

■行政の取り組み

施策の方向（1） 妊娠・出産・子育て期における健康支援

具体的施策	施策の内容	担当課
母子の健康づくりのための環境整備	乳幼児健診や乳幼児相談、育児訪問などの事業強化を図り、母子保健推進員や子育て交流広場との連携を深め、母子健康支援を強化します。	健康増進課
妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実	母子健康手帳の交付や母子保健事業の機会を活用し、育児、子育てに関する様々な情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。	健康増進課

施策の方向（２） 生涯にわたる健康づくりへの支援

具体的施策	施策の内容	担当課
健康づくりのための啓発活動の推進	生涯を通じた健康の保持増進に向け、自分自身の健康について認識し、自己管理能力を高めるような啓発活動を行います。	健康増進課
各種検（健）診の受診促進	疾病予防・早期発見への関心を高め、特定健診・ガン検診をはじめとして、各種検（健）診の受診向上に努めます。	健康増進課
健康診断等受けやすい環境整備	託児、早朝受付、休日実施、事前予約による短時間化等により、受診しやすい環境整備を行います。	健康増進課
健康づくり教室の開催	生涯を通じ健康で過ごせるように、個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり教室を開催します。	健康増進課
健康教育・健康相談窓口の周知徹底	公民館を活用して、各地区における健康教室と、それに伴う健康相談を実施します。窓口相談、電話相談を行うとともに、他団体で実施している相談窓口を周知します。	健康増進課 福祉課 関係機関
食生活改善及び健康づくり推進	食育推進計画に基づき、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育及び健康づくりを推進します。	健康増進課

施策の方向（３） 性に関する適切な教育の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
学校におけるエイズや性感染症に関する学習機会の提供と予防教育の充実	エイズや性感染症等の正しい保健や性に関して啓発を図ります。	健康増進課 総務企画課 教育学習課

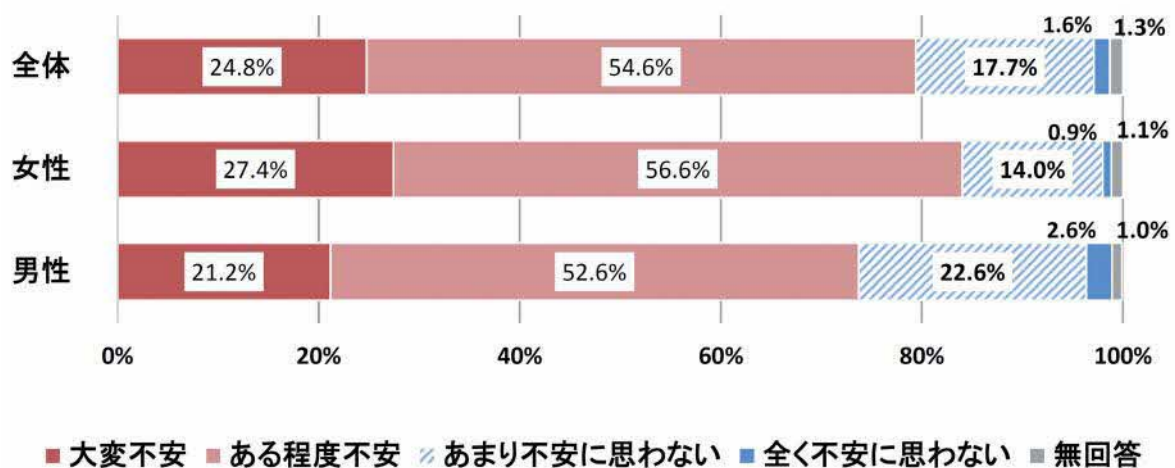
基本課題⑨ 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備

■現状と課題

全国的に高齢化が進む中、基山町においては（平成 27 年国勢調査：総人口 17,405 人。65 歳以上人口は 4,754 人。総人口に占める 65 歳以上の割合）高齢化率が 27.3%となり、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

令和 2 年度に実施した「一般対象意識調査」によると、老後の生活について不安を感じている人は全体で約 8 割となっており、多くの人が不安を感じている状況です。

<老後の生活に関する不安について>



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和 2 年）

性別はもとより、年齢や障がいの有無などにかかわらず全ての男女が安心して暮らせる環境づくりは、男女共同参画社会の実現には不可欠な要素と言えます。

単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族の変化、非正規化の進行等の雇用・就業をめぐる変化、国際結婚・定住外国人の増加等のグローバル化の進展等、様々な社会経済の変化の中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し、増加しています。

特に、女性は、妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響、非正規に就きやすい就業構造、女性に対する暴力被害の影響、固定的役割分担意識等のために生活困難に陥りやすい状況にあります。

独居高齢者や高齢者のみの世帯及び介護を必要とする高齢者や認知症の人が増加するため、安心して生活できるサービスの確保、福祉の充実が求められます。

今後は、高齢者や障がい者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として捉え、社会参画に向けた支援の充実を図る必要があります。

また、性別、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、あらゆる人が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、道路環境の整備や交通機関の利便性向上などのハード面のみならず、地域全体で声をかけあい、町全体で防犯意識を高めるといったソフト面にも取り組み推進していく必要があります。

近年グローバル化により、本町では令和2年1月1日現在の外国人の割合は1.4%となっており佐賀県内2番目に増加傾向となっています。言語の違い、文化・価値観の違い地域における孤立などの困難な状況に陥る場合があります。本町では、SDGs17の目標の“誰一人取り残さない”視点を町民一人ひとりが持ち、お互いに認め合う共生社会を充実させることが重要です。

■今後の方向性

- ・地域社会で高齢者、障がい者、外国人を孤立させないよう助け合い、思いやりの意識を持つよう啓発します。

■行政の取り組み

施策の方向（1） 高齢者・障がい者・外国人などの福祉・社会参加の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当支給（ひとり親家庭等）や医療費助成を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭等の経済支援を図ります。	健康増進課
福祉サービスの情報提供	民生委員・児童委員の活動を推進し、地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供等を行います。	福祉課
介護サービスの充実	「基山町老人福祉計画」に基づき、高齢者福祉サービスや介護サービスの充実を図ります。	福祉課
社会福祉協議会事業の充実	社会福祉協議会と連携し、サロン活動など高齢者の活動の場の提供を行います。また、基山町ボランティア推進協議会と連携し、ボランティア活動の育成や研修等を支援します。	福祉課
介護予防の推進	転倒予防教室や高齢者向けの講座を開催し、高齢者が介護を要する状態にならないよう介護予防を推進します。	福祉課
高齢者の自立支援	高齢者の経済的自立を支援するため、無料職業紹介所やシルバー人材センター等関係機関と連携を深め、情報提供に努めます。	福祉課 産業振興課

生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化を図り、高齢者の社会参加の推進を図ります。	福祉課
一人暮らし高齢者への支援	一人暮らしの高齢者やその予備軍となる世帯に対して、個別訪問により健康状態、困りごとやニーズ等を把握し、それぞれの方に合うきめ細かな支援をできる相談体制の確立を図ります。	関係各課
地域生活支援	障がい者・障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日中一次支援事業、移動支援事業、障害者日常生活用具給付、手話通訳等を行います。	福祉課
障がい者・児支援サービスの充実	障害者総合支援法及び令和2年度に策定した「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の推進を図りながら、障害福祉サービス等の充実とともに施策の展開を図ります。	福祉課
多文化共生推進事業	基山町主催の日本語教室を中心に、外国人と日本人が共に安心して生活できる環境整備、相互理解を進め、誰もが住みやすく活躍できる多文化共生社会の実現を目指します。	まちづくり課
高齢者・障がい者・外国人に対する情報提供及び相談体制の充実	高齢者、障がい者、外国人の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や、気軽に相談できる相談体制の充実及び相談窓口の周知徹底を図ります。	関係各課

施策の方向（2） 生活に困難を抱えた人への支援

具体的施策	施策の内容	担当課
地域の見守り体制の推進	犯罪の起きにくい安全なまちを目指して、地域や関係機関が協力し、防犯体制の充実や防犯意識の高揚に取り組みます。	住民課
あいさつ運動の推進	地域での助け合い、思いやりの意識を高めるため、会った人には声をかけるあいさつ運動を推進します。	関係各課
道路環境、交通機関の整備・改善	高齢者や障がい者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいように、バリアフリーの視点に立った公共施設の点検、道路環境や交通機関の整備、改善に努めます。	建設課 定住促進課 財政課

基本課題⑩ 防災・復興における男女共同参画の推進

■現状と課題

東日本大震災（平成 23 年）以降も平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月熊本豪雨が発生し、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症が流行しております。災害等の対応には、女性と男性が災害等から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女共同参画の視点を持った対応が必要となっています。

平成 28 年 4 月 14 日と 16 日に発生した熊本地震では、関連死認定された犠牲者は、直接死の 4 倍以上にのぼりました。守ることができた命を、その後の避難所生活で失うことになってしまったのです。災害での対応を考えるとときに住民、被災者という言葉で支援が必要な人々をひと括りにしがちです。しかし、性別、性的思考や性自認（性の自己認識）、障害の有無、年齢によって必要な支援が異なることが最近の災害では明らかになってきています。そして、それらの違いに細かに対応していくことで、被害を小さくとどめることができることもわかってきています。

■今後の方向性

- ・災害等の非常時における女性や子ども、脆弱な状況にある人々に応じた避難所運営を行います。
- ・地域防災への女性の参画を推進します。

■行政の取り組み

施策の方向（1） 平常時からの防災・復興に係る男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
防災に関する計画の見直し	地域防災計画等の防災に関する計画や対応マニュアルの策定決定過程、消防団、自主防災組織等の地域防災活動への女性の参画の拡大を図ります。	総務企画課

防災対策、避難所の運営、相談支援などに女性の視点の確保	防災用物資の備蓄選定や、避難計画等に女性の視点を取り入れます。 県が作成した「男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き」(令和元年度作成)を活用することにより情報の共有化を図ります。	総務企画課
女性や子供に関連する備蓄品の必要性の啓発	女性用品や乳幼児用品等のニーズが異なる食料品、生活必需品等の各人での備えを促します。	総務企画課
男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発	出前講座等において、参加型・体験型の学習機会を提供することで、性別・年齢等を考慮した上で、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。	総務企画課
自主防災組織における女性リーダーの育成	自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、組織内リーダーとして複数の女性が活躍できるよう防災リーダー研修会等への積極的な育成を図ります。	総務企画課

施策の方向（２） 男女共同参画の視点を取込んだ新型コロナウイルス対策の実施

具体的施策	施策の内容	担当課
新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルス拡大を防止するための取り組みにも、男女共同参画の視点を取り入れます。	関係各課

第4部 プランの推進体制

1. 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現に向け施策を推進するにあたっては、庁内各課の連携と整合の取れた施策の推進を図るとともに、行政と町民・地域・事業所・企業との連携・協働を強化することが重要です。

- ・ 庁内に、関係各課との連携を図りながら施策を総合的、効果的に推進するため「男女共同参画庁内推進会議」を設置し進行管理を行います。
- ・ 各課に男女共同参画推進員を設置します。

2. 計画の評価

男女共同参画社会を実現するために、このプランに基づく事業の評価を行い、基山町の男女がその個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたっていきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。

- ・ 本プランを実効性のあるものにするため、「基山町男女共同参画推進委員会」を設置し、事業の外部評価を行います。

1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日号 外法律第78号
改正

平成11年7月16日 法律第102号

平成11年12月22日号外法律第160号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない

い。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同

参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充

てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
- (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定

にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 [平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号

改正

平成16年6月2日外法律第64号

平成19年7月11日 法律第113号

平成25年7月3日外法律第72号

平成26年4月23日外法律第28号

令和1年6月26日号外法律第46号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている

国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称す

る。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し

ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配

偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被

害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として
いる住居を除く。以下この号において同じ。）そ
の他の場所において被害者の身辺につきまとい、
又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在す
る場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被
害者と共に生活の本拠としている住居から退去す
ること及び当該住居の付近をはいかいしてはなら
ないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の
規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所
は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危
害が加えられることを防止するため、当該配偶者
に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定
による命令の効力が生じた日から起算して六月を
経過する日までの間、被害者に対して次の各号に
掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ず
るものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事
項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得
ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファク
シミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メール
を送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から
午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ
装置を用いて送信し、又は電子メールを送信す
ること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌
悪の情を催させるような物を送付し、又はその
知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知
り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を
告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその

性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送
付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者
がその成年に達しない子（以下この項及び次項並
びに第十二条第一項第三号において単に「子」と
いう。）と同居しているときであつて、配偶者
が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行
っていることその他の事情があることから被害者
がその同居している子に関して配偶者と面会す
ることを余儀なくされることを防止するため必要
があると認めるときは、第一項第一号の規定に
よる命令を発する裁判所又は発した裁判所は、
被害者の申立てにより、その生命又は身体に危
害が加えられることを防止するため、当該配偶
者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号
の規定による命令の効力が生じた日から起算し
て六月を経過する日までの間、当該子の住居
（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居
を除く。以下この項において同じ。）、就学する
学校その他の場所において当該子の身辺につき
まとい、又は当該子の住居、就学する学校そ
の他の通常所在する場所の付近をはいかいし
てはならないことを命ずるものとする。ただし、
当該子が十五歳以上であるときは、その同意
がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶
者が被害者の親族その他被害者と社会生活にお
いて密接な関係を有する者（被害者と同居して
いる子及び配偶者と同居している者を除く。以
下この項及び次項並びに第十二条第一項第四
号において「親族等」という。）の住居に押し
掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行ってい
ることその他の事情があることから被害者がそ
の親族等に関して配偶者と面会することを余
儀なくされることを防止するため必要があると
認めるときは、第一項第一号の規定による命
令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害
者の申立てにより、その生命又は身体に危害
が加えられることを防止するため、当該配偶
者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号
の規定による命令の効力が生じた日

から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に

関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会することができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配

偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該

保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに

第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず

その人権を尊重するとともに、その安全の確保及び
秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事

務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合に

おける当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日号外法律第64号

改正

平成29年3月31日外法律第14号

令和1年6月5日号外法律第24号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需

要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を

営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町

村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様

とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当

該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募

集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進

に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の

区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定に

よる公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十

万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項

に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

- 一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 佐賀県男女共同参画推進条例

平成 13 年 10 月 9 日佐賀県条例第 42 号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第八条—第十七条)

第三章 佐賀県男女共同参画推進審議会(第十八条—第二十三条)

第四章 雑則(第二十四条)

附則

男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力のある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなけれ

ばならない。

- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(平一七条例七四・一部改正)

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念のっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

- 3 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)を行ってはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第八条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の報告)

第九条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(表彰)

第十条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

(市町及び県民に対する支援)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一七条例七四・一部改正)

(調査研究等)

第十二条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談の処理等)

第十三条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第十四条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

(推進体制の整備等)

第十五条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一七条例七四・一部改正)

(附属機関等における積極的改善措置)

第十六条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(年次報告)

第十七条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第三章 佐賀県男女共同参画推進審議会

(設置)

第十八条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第十九条 審議会は、知事が委嘱する委員二十人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

(会長)

第二十条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十一条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第二十二条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

(庶務)

第二十三条 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。

(平一六条例二・一部改正)

第四章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び次項の規定は、平成十四年六月一日から施行する。

(佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)

2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例(平成二年佐賀県条例第十四号)は、廃止する。

附 則(平成一六年条例第二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第七四号)

この条例中第八条、第十条、第十三条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十八条、第五十四条、第六十四条及び第六十七条の規定は平成十八年一月一日から、第十五条、第二十六条、第三十八条、第六十三条及び第六十五条の規定は平成十八年三月一日から、その他の規定は平成十八年三月二十日から施行する。

5 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱

令和2年3月24日 告示第19号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により基山町男女共同参画推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、基山町男女共同参画推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、プランの策定に関し必要な事項を審議し、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から審議の結果を町長に報告したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第7条 委員長は、委員会の会議ごとに会議録を作成し、委員長が指名した委員1人とともに署名しなければならない。

(謝礼金)

第8条 町長は、委員の活動に要する費用として、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

6 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会委員名簿

氏名	所属等	備考
山里 孝子	基山町民生委員児童委員協議会副会長	会長
江藤 裕子	「大字基山」編集長	副会長
川久保 三起子	日本赤十字社佐賀支部事務局長	
野田 あや子	JA 基山女性部代表	
中村 眞智子	基山町商工会女性部代表	
末吉 正夫	区長会会長	
武若 宏明	公募	
松隈 孝文	公募	
山内 ともこ	基山町教育委員会教育学習課指導主事	

7 計画策定の経過

年月日	内容
令和2年7月20日	第1回基山町男女共同参画推進プラン策定委員会
令和2年8月11日～ 9月30日	町民意識調査実施
令和2年11月16日	第2回基山町男女共同参画推進プラン策定委員会
令和2年12月21日	第3回基山町男女共同参画推進プラン策定委員会
令和3年1月15日	男女共同参画庁内推進会議
令和3年1月19日	第4回基山町男女共同参画推進プラン策定委員会
令和3年2月15日～ 3月15日	パブリックコメント

8 用語解説

用 語	解 説
年次有給休暇取得率	事業者が付与した年次有給休暇日数のうち、労働者が取得した日数の割合のこと。(取得日数計/付与日数計×100 (%))
ジェンダー	社会的意味合いから見た、男女の性区別。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことを言います。「男は仕事、女は家庭」といったような考え方です。「女性が働くことに反対ではないけれど、家庭のことはおろそかにしない範囲で働いてほしい」と考える男性、また、「男性は頼りがいがあり、家族を養えるような収入のある人」と考える女性の意識のこと。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることです。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要であるとされています。
ダイバーシティ (多様性)	人間は人種や性別、年齢、身体障害の有無等の外見的な違いだけでなく、宗教や価値観、社会的背景、生き方、考え方等、個々の「違い」を受け入れ、認め、活かしていくこと。

用 語	解 説
アイキャッチャー	<p>広告等に注目させるための視覚的要素のこと。伝えたい内容とは無関係であるにも関わらず水着等の女性を広告やテレビCMで利用するなど、配慮を欠くものが見られる。</p>
SNS	<p>Social・Networking・Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、社会的な（ソーシャル）繋がり（ネットワーキング）を提供するサービスと言える。</p> <p>インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォンやパソコン用の Web サービスのことで、特に情報の発信・共有・拡散といった機能が特徴。</p>
M字カーブ	<p>日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線のこと。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、20歳代後半と40歳代後半が山になる。これは、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映して形成される。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進国では、子育て期における就業率の低下は見られない。</p>
DV（ドメスティック・バイオレンス）・ 面前DVが被害者に及ぼすところへの影響	<p>DVには、夫婦や恋人など親密な間柄にある男女（パートナー）間において、又は以前そのような関係にあった人からふるわれる身体的な暴力だけではなく、精神的・経済的・性的な暴力も含まれています。</p> <p>また、配偶者間のDVを子どもが見たり聞いたりすることを面前DV（メンゼンディーブイ）と言い、子どもへの心理的虐待の一つであり、DVを受けた被害者や面前DVの被害者である子どもの心に影響を及ぼす。</p>
セクシャル・ハラスメント	<p>「性的いやがらせ」の意味で、略して「セクハラ」と言われています。相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えるような性的な言動を指します。</p>
性的指向	<p>人の恋愛・性愛対象がどういう対象に向かうかを示す概念を言う。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女双方に向かう両性愛を指す。</p>
性自認	<p>自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。</p>

用 語	解 説
ネグレクト	「育児放棄」の意味で、遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせない、など）をいいます。
二次被害	相談に行った先で心ない対応をされて、DV 被害者がさらに傷つくこと。被害を受けた人がそれを訴え出たときに信じてもらえなかったり、お前が悪いんだとせめられたりすること。
デートDV	恋人間で起こる暴力のこと。
リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利を言います。平成 6（1994）年、カイロで開催された国連の国際人口・開発会議において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な人権とされています。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産などが含まれます。
DV 防止法	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV 防止法、配偶者暴力防止法）で平成 14（2002）年 4 月 1 日から全面施行された。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っている。
男女雇用機会均等法	就業の場で働く男女が均等に機会や待遇が確保されることを目的とした法律です。募集・採用から退職に至るまで男女の均等を図るものでしたが、その多くが努力規制に止まるものでした。実態的な男女平等に向けて見直しが行われ、平成 19（2007）年に改正されました。主な改正点は、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシャル・ハラスメント対策、母性健康管理措置等があります。平成 28 年 3 月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

用語	解説
育児・介護休業法	<p>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で平成4年4月1日に施行された。子どもの養育や家族の介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援することによって、その雇用の継続や福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としている。</p> <p>平成29年1月より育児休業の対象の拡大といった改正が行われ、10月から、育児休業期間の延長をはじめとした改正が行われた。</p>
男女共同参画社会基本法	<p>「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、平成11年（1999年）6月23日に公布・施行された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。</p>
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	<p>女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律。平成27年9月4日に公布。</p>
エンパワーメント	<p>力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。</p>
アンコンシャス・バイアス	<p>人が無意識に持っている、偏見や思い込み。気づかないうちに身につけたもので、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与える。無意識の偏見。</p>

9 相談機関一覧

相談窓口・内容等	電話番号	備考
佐賀県婦人相談所 (※配偶者暴力相談支援センター)	0952-26-1212 (佐賀県総合福祉センター)	月～金／8時30分～17時15分 土・日・祝日・年末年始／休み ※緊急保護は24時間対応
アバンセ女性総合相談 (※配偶者暴力相談支援センター)	0952-26-0018 アバンセ	火～土／9時～21時 日・祝日／9時～16時30分 月・年末年始／休み
◇女性のための法律相談	0952-26-0018 アバンセ (佐賀県男女共同参画センター) DV総合センター	毎月第1土曜・第3木曜 13時～16時(予約制)
◇女性のためのこころの相談		毎月第1木曜・第3土曜 14時～16時(予約制)
◇男性のための総合相談		(来所相談/予約制) 毎月第4土曜 14時～16時 (電話相談 080-6426-3867) 水曜／19時～21時
◇LGBTに関する相談		電話相談 090-1926-8339 毎月第2土曜・第4木曜 14時～16時
◇性暴力被害に関する相談 (※佐賀県医療センター好生館相談支援センター内/性暴力救援センター・さが)		0952-26-1750 さが mirai
鳥栖警察署	110	緊急時
	0942-83-2131	平日／8時30分～17時15分
レディーステレホン(鳥栖警察署) ※DV等の女性の相談電話です	0942-84-8517	平日／8時30分～17時15分
◇女性の人権ホットライン	0570-070-810 法務局	電話相談平日/8時30分～17時15分
◇子どもの人権110番	0120-007-110 法務局	電話相談平日/8時30分～17時15分

鳥栖保健福祉事務所 ※DV等の女性相談窓口	0942-83-2172	来所相談／電話相談 平日／8時30分～17時15分		
佐賀県中央児童相談所	0952-26-1212 (佐賀県総合福祉センター)	来所相談 平日／8時30分～17時15分 土・日・祝日／8時30分～17時15分 ※緊急は24時間対応		
弁護士クイック・ナイター相談	0952-24-3411 佐賀県弁護士会	毎週土／13時～15時30分 毎週火／17時30分～19時30分		
佐賀県ひとり親家庭サポートセンター	0952-97-9767			
法テラス佐賀	050-3383-5510			
認定特定非営利活動法人 被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS	0952-33-2110	平日／10時～17時(祝日、年末年始除く) メール相談 (VOISS@f3.dion.ne.jp)		
基山町役場	福祉課	0942-92-7964	社会福祉係	精神・福祉、高齢者虐待相談
	(基山町保健センター内) 健康増進課	0942-92-2045	健康増進係	子育て相談
		0942-85-9095	子育て包括支援係	
	こども課	0942-92-7968	子育て支援係	子育て、保育所に関する相談
	教育学習課	0942-92-7980	教育学習	学校に関する相談
	まちづくり課	0942-92-7935	協働推進係	男女共同参画
総務企画課	0942-92-2188	文書法令係	人権相談	
基山町社会福祉協議会	0942-92-3311	無料法律相談、心配事相談		

～～ 一人で悩まずに、まずは相談してください。 ～～

発行／佐賀県基山町 編集／まちづくり課 協働推進係

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666

電話：0942-92-7935

<http://www.town.kiyama.lg.jp>